

インド憲法(二)

孝 忠 延 夫

目次

一 インド憲法概説

二 インド憲法

前 文

第一編 連邦及びその領域

第二編 公民権

第三編 基本的人権

第四編 国家政策の指導原則

第四A編 基本義務

(以上 第三八卷第一号)

第五編 連邦

第六編 州

(以下次号)

第五編 連邦

第一章 行政

大統領及び副大統領

第五二条 (インド大統領)

インド大統領をおく。

第五三条 (連邦の行政権)

(1) 連邦の行政権は、大統領に属し、この憲法に従い、大統領が直接に又は大統領の下にある官吏をつうじて、これを行使する。

(2) 前項で規定する一般原則をそこなうことなく、連邦国防軍の最高指揮権は、大統領に属し、その行使は法律により規制される。

(3) この条の規定は、

- (a) 現行法により州政府又はその他の機関に与えられている権能を大統領に委譲するものとみなすものでなく、
- (b) 国会が法律により大統領以外の機関に権能を与えることを妨げるものではない。

第五四条 (大統領選挙)

大統領は、次に掲げるものからなる選挙人団の構成員が選挙する。

- (a) 国会の両議院の選挙された議員
- (b) 州議会の選挙された議員⁽¹⁾

第五五条 (大統領選挙の方法)

(1) 大統領の選挙にさいしては、各州の代表の割合は、できるだけ均等でなければならない。

(2) 各州間の均等及び州と連邦との間の均等を保障するため、大統領の選挙において国会及び各州立法議院の選挙された議員が有する票数は、次の方法によってこれを定める。

- (a) 各州立法議院の選挙された議員は、当該州の人口を議会の選挙された議員の総数で除した商千につき一票の割合の票数を有する。

(b) 前号の場合において千未満の数が五百以上であるとき

インド憲法(一一)

には、同号による議員の票数にさらに一票を加える。

- (c) 国会の両議院の選挙された議員は、(a)号及び(b)号の規定により州立法議院の議員に与えられる票数の総数を、国会の両議院の選挙された議員の総数で除して得た数に相応する数の票数を有し、二分の一を超える端数は一として計算し、二分の一以下の端数は切り捨てる。

(3) 大統領の選挙は、単記移譲式による比例代表制で行うものとし、その投票は秘密投票でなければならない。

〔原注〕 この条において『人口』とは、適切な数字が発表されている直近の人口調査において確定されている人口をいう。

適切な数字が発表された直近の人口調査を参照するというこの注は、西暦二〇〇〇年より後に行われる最初の人口調査で適切な数字が発表されるまで、一九七一年人口調査の参照と解釈される。⁽²⁾

第五六条 (大統領の任期)

(1) 大統領は、その就任の日から五年の任期で在職する。ただし、

- (a) 大統領は、副大統領宛の自筆の書面で辞職することができる。

(b) 大統領は、憲法違反を理由として、第六一条で定めら

一三三二 (一一一一)

れた方法による弾劾をもって解任される。

(c) 大統領は、その任期が満了した場合においても、その後任者が就任するまで引き続きその職にとどまる。

(2) (1)項ただし書(a)にもとづく副大統領宛の辞表は、副大統領が直ちにこれを衆議院議長に通知しなければならない。

第五七条 (再選資格)

大統領として在職する者又はその職にあった者は、この憲法の他の規定の制限内において大統領に再選される資格を有する。

第五八条 (大統領の被選挙資格)

(1) 何人も次の要件を備えなければ大統領に選挙される資格を有しない。

(a) インド公民であること

(b) 三五歳以上であること

(c) 衆議院議員の被選挙資格を有すること

(2) インド政府若しくは州政府又はそれらの政府のいずれかに監督される地方機関若しくはその他の機関の下において報酬を伴う官職に在る者は、大統領の被選挙資格を有しない。

〔原注〕 何人も連邦の大統領若しくは副大統領、州の知事又は連邦若しくは州の大臣であるという理由だけでは、この条で

いう報酬をとまなう官職に在る者とはみなされない。(3)

第五九条 (大統領職の条件)

(1) 大統領は、国会のいずれかの議院又は州議会の議院の議員であってはならず、国会のいずれかの議院又は州議会の議員が大統領に選挙されたときには、大統領に就任した日に、その議院の議席を失ったものとみなす。

(2) 大統領は、報酬をとまなうその他のいかなる官職にも就いてはならない。

(3) 大統領は、賃料を支払うことなく官邸を使用し、国会が法律で定める俸給、手当及び特権を受ける権利を有し、それについての規定が設けられるまでは、この俸給、手当及び特権は第二付則で定めるところのものとする。

(4) 大統領の俸給及び手当は、その在任期間中、減額されることはない。

第六〇条 (大統領の宣誓又は約言)

大統領又は大統領として行動若しくは大統領としての職能を行う者は、その職に就くに先立ち、最高裁判所長官又は最高裁判所長官不在のときは最高裁判所の首席裁判官の立会の下に、次の方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。

『私何某は、忠実にインド大統領の職務を執行し（又は大統領の職能を行い）、全力を尽くして憲法及び法律を維持し、擁護し、かつ遵守すること、並びにインド国民への奉仕と福祉のために献身することを神の名において誓う。』
敬肅に約言する。』

第六十一条（大統領の弾劾手続）

- (1) 大統領が憲法違反を理由として弾劾されるときは、告発は国会のいずれかの議院がこれを提起する。
- (2) 告発は、次に掲げる条件に該当しないかぎり提起することができない。

(a) この告発の提案は、当該議院の総議員の四分の一以上の議員の署名する書面で少なくとも一四日前に予告された動議にもとづく議決により支持され、

(b) 当該決議が当該議院の総議員の三分の二以上の多数により採択されること。

(3) 告発が国会のいずれかの議院により提起されたときには、他の議院はこれを審査し又は審査させなければならない。また、当該審査に対して大統領は出席し又は代理人を出席させる権利を有する。

(4) 審査の結果、告発を審査し又は審査させた議院が総議員の三分の二以上の多数で告発を支持する決議を採択したときは、

インド憲法（二）

この決議はその採択の日から大統領を解任する効力を有する。

第六十二条（大統領が欠けた場合の選挙時期及び欠員補充のために選挙された者の任期）

(1) 大統領の任期満了による欠員補充の選挙は任期満了前に行わなければならない。

(2) 大統領の死亡、辞任又は解任その他の理由による欠員補充の選挙は、大統領が欠けた日以後できるかぎりすみやかに行うものとし、いかなる場合でも、六月後となつてはならない。欠員補充のため選挙された者は、第五六条の規定にしたがい、就任の日から五年の任期を保持する。

第六十三条（インド副大統領）

インド副大統領をおく。

第六十四条（職務上当然参議院議長となる副大統領）

副大統領は、職務上当然に参議院議長となるものとし、その他いかなる報酬をとまなう官職に就いてはならない。

ただし、副大統領は、第六五条の規定により大統領として行動し又は大統領の職務を行う期間中は参議院議長としての義務はこれを行わず、また、第九七条の規定による参議院議長の俸給及び手当を受けることができない。

第六五条（大統領の事故又は不在の期間における副大統領

による大統領としての行動又はその権能の行使)

- (1) 大統領が死亡、辞任、解任その他の理由により欠けたときには、この章の規定にしたがい、欠員補充のために選挙される新大統領が就任するまで、副大統領が大統領として行動する。
- (2) 大統領が不在、病気その他の理由によりその職能を行使することができないときは、大統領がその義務を行うことのできる日まで副大統領が大統領の職能を行使する。

(3) 副大統領は、大統領として行動し又は大統領の職能を行使する期間中及びその期間に関し、手当及び特権を受けるものとし、そのための規定が設けられるまでは、第二付則で定める俸給、手当及び特権を受ける。

第六六条 (副大統領の選挙)

(1) 副大統領は、国会の両議院の議員からなる選挙会の委員により単記移譲式投票による比例代表制に従って選挙するものとし、その投票は秘密投票でなければならない。⁽⁴⁾

(2) 副大統領は、国会のいずれかの議院又は州議会の議院の議員であってはならず、国会のいずれかの議院又は州議会の議院の議員が副大統領に選挙されたときには、副大統領に就任した日に、その議院の議席を失ったものとみなす。

(3) 何人も次の要件を備えなければ副大統領に選挙される資

格を有しない。

- (a) インド公民であること
- (b) 三五歳以上であること
- (c) 参議院議員の被選挙資格を有すること

(4) インド政府若しくは州政府又はそれらの政府のいずれかに監督される地方機関若しくはその他の機関の下において報酬をともなう官職に在る者は、副大統領の被選挙資格を有しない。
〔原注〕 何人も連邦の大統領若しくは副大統領、州の知事又は連邦若しくは州の大臣であるという理由だけでは、この条でいう報酬をともなう官職に在る者とはみなされない。⁽⁵⁾

第六七条 (副大統領の任期)

副大統領は、その就任の日から五年の任期で在職する。

ただし、

(a) 副大統領は、大統領宛の自筆の書面で辞職することができ。

(b) 副大統領は、参議院の在席議員の過半数により採択され、衆議院の同意をえた決議によって解任される。ただし、この項の規定による決議案は、少なくとも一四日前に予告するのでなければ発議できない。

(c) 副大統領は、任期が満了した場合においても、その後任

者が就任するまでは、引き続きその職を保持する。

第六八条（副大統領が欠けた場合の選挙時期及び欠員補充のために選挙された者の任期）

(1) 副大統領の任期満了による欠員補充の選挙は、任期満了前に行わなければならない。

(2) 副大統領の死亡、辞任又は解任その他の理由による欠員補充の選挙は、副大統領が欠けた日以後できるかぎりすみやかに行うものとし、欠員補充のため選挙された者は、第六七条の規定にしたがい就任の日から五年の任期を保持する。

第六九条（副大統領の宣誓又は約言）

副大統領は、その職に就くに先立ち、大統領又は大統領の指名する者の立ち会いの下に、次の方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。

『私何某は、法律をもって確定されたインド憲法に信義と忠誠を捧げ、私の就こうとする任務を忠実に遂行することを神の名において誓う。』
蔽肅に約言する。』

第七〇条（他の非常事態における大統領の権能の行使）

国会は、この章に予め定められていない非常事態の発生した際の大統領の職能の行使に関して、その適当と認める規定を設けることができる。

インド憲法（二）

第七一条（大統領又は副大統領の選挙に関する事項）

(1) 大統領又は副大統領の選挙に関して生ずるすべての疑義及び争訟は、最高裁判所が審査し、決定するものとし、その決定は最終的なものとする。

(2) 大統領又は副大統領の選挙が最高裁判所により無効とされた場合においても、大統領又は副大統領がその権限を行使し又はその任務を遂行するためになした行為であって最高裁判所の当該決定の日以前に行つたものは、これによって無効とされない。

(3) 国会は、この憲法の制限内において、法律により大統領又は副大統領の選挙において、法律により大統領又は副大統領の選挙に関する事項を定めることができる。

(4) 大統領又は副大統領の選挙は、大統領又は副大統領を選挙する選挙会の委員中の何らかの理由による欠員があることを理由に疑義を提起されることはない。

第七二条（一定の場合における大統領の赦免権並びに宣告の停止、軽減及び変更の権限）

(1) 大統領は、次に掲げる場合において、犯罪により有罪とされた者に対し、刑の特赦、執行停止、執行猶予若しくは免除を行い又は有罪宣告の停止、軽減若しくは変更を行う権限を有

一三五（一一一五）

する。

(a) 処罰又は宣告が軍事裁判所により行われるすべての場合

(b) 処罰又は宣告が連邦行政権の及ぶ事項に関する法律違反であるすべての場合

(c) 死刑宣告のすべての場合

(2) (1)項(a)号の規定は、法律により連邦軍の将校に与えられる、軍事裁判の宣告の停止、軽減又は変更の権限に影響を及ぼすものではない。

(3) (1)項(c)号の規定は、その時において効力を有する法律の規定により、州知事が行使することのできる死刑宣告の停止、軽減又は変更の権限に影響を及ぼすものではない。

第七三条 (連邦の行政権の範囲)

(1) 連邦の行政権は、この憲法の規定の制限内において次に掲げる事項に及ぶ。

(a) 国会が法律を制定する権限を有する事項

(b) 条約又は協定にもとづいてインド政府が行使することのできる権利、権限又は管轄権の行使

ただし、この憲法又は国会の制定する法律に明規する場合を除き、(a)号に規定する行政権は州議会が立法権を有する事項に

ついては当該州に及ばないものとする。

(2) 国会が別段の規定を設けるまでは、州又は州の官吏若しくは機関は、この条の規定にかかわらず、国会が当該州のために立法権を有する事項に関し、この憲法の施行までに州又は州の官吏若しくは機関が行使することのできた行政権又は職能を、なお行使することができる。

大臣会議

第七四条 (大統領を補佐する大臣会議)

(1) 大統領の権能行使を補佐し、助言するため総理大臣を長とする大臣会議をおく。大統領は当該助言にしたがってその権能を行使しなければならない。

ただし、大統領は、一般的に又はその他の方法でかかる助言を再検討することを大臣会議に要請することができ、大統領はかかる再検討の後になされた助言にしたがって行動しなければならない。

(2) 大統領に対し、大臣が助言を行ったか否か、又はいかなる助言がなされたかについて、裁判所でこれを審理することはできない。

第七五条 (大臣に関するその他の規定)

(1) 総理大臣は、大統領が任命し、その他の大臣は総理大臣の助言にもとづいて大統領が任命する。

(2) 大臣は、大統領の信任の存する期間、その職にある。

(3) 大臣会議は、衆議院に対し連帯して責任を負う。

(4) 大統領は、大臣がその任に就くに先立ち第三付則に定める方式に従い、大臣に任務遂行と秘密保持に関する宣誓を行わせる。

(5) 引き続き六月、国民のいずれの議院の議席をも有しない大臣は、当該期間が経過した日にその地位を失う。

(6) 大臣の俸給及び手当は、国会が随時法律で定めるものとし、国会が決定するまでは第二付則で定めるところによる。

インド法務総裁

第七六条（インド法務総裁）

(1) 大統領は、最高裁判所裁判官に任命される資格を有する者をインド法務総裁に任命する。

(2) 法務総裁は、大統領が随時付議し、又は委託する法律事項につきインド政府に助言し、同様に付議し又は委託する法律的性格を有する他の任務を遂行し、また、この憲法又はそのときにおいて効力を有するその他の法律により、又はこれにもと

づいて与えられる権能を行使することを任務とする。

(3) その任務を遂行するにあたり、法務総裁は、インド領内のすべての裁判所において聴聞する権利を有する。

(4) 法務総裁は、大統領の信任の存する期間その職に在り、大統領の定める報酬を受ける。

政務の執行

第七七条（インド政府の政務の執行）⁽¹⁰⁾

(1) インド政府のすべての行政行為は、大統領の名において行われることを明らかにしなければならない。

(2) 大統領の名において制定、執行される命令その他の文書は、大統領の制定する規則の定める方法でこれを確認する。当該確認がなされた命令その他の文書の効力は、大統領が制定又は執行したものでないという理由で審査されることはない。

(3) 大統領は、インド政府の事務処理の便宜のため、及び当該事務を大臣の間に配分するための規則を定めなければならない。

第七八条（大統領に資料を提供すること等に関する大統領の義務）

総理大臣は、次に掲げる義務を有する。

(a) 連邦の事務の管理及び法律案に関する大臣會議の決定を大統領に通告すること

(b) 連邦の事務の管理及び法律案に関し、大統領の求める資料を提供すること

(c) 大統領の要求がある場合において、一大臣が決定し、大臣會議により審議されていない事項を大臣會議の審議に付すること

第二章 国会

総則

第七九条 (国会の構成)

連邦に、大統領並びに参議院及び衆議院の二院で構成する国会をおく。

第八〇条 (参議院の構成)

(1) 参議院は、次の者でこれを構成する。⁽¹¹⁾

(a) (3)項の規定にしたがい、大統領が指名する二人の議員

(b) 二三八人をこえない員数の各州及び連邦領の代表⁽¹²⁾

(2) 各州及び連邦領⁽¹³⁾の代表によって占められる参議院の議席

の割合は、第四付則の当該規定によってこれを行う。

(3) (1)項(a)号の規定により大統領が指名する議員は、次に掲げる事項に関し、特別の知識又は実際の経験を有する者をもって充てる。

文学、科学、芸術又は社会事業

(4) 参議院における各州の代表は、当該州立法議院の選挙された議員が単記移譲式による比例代表制に従って選挙する。⁽¹⁴⁾

(5) 参議院における連邦領の代表は、国会が法律で定められた法によって選挙する。⁽¹⁵⁾

第八一条 (衆議院の構成)⁽¹⁶⁾

(1) 第三三一条の規定にしたがって、衆議院は次の者でこれを構成する。⁽¹⁷⁾

(a) 州における選挙区から直接選挙によって選ばれた五二五人⁽¹⁸⁾をこえない議員

(b) 国会が法律で定めた方法によって選ばれる、連邦領を代表する二〇人⁽¹⁹⁾をこえない議員

(2) (1)項(a)号で定める選挙を行うため、

(a) 各州に割当てられる衆議院の議席数と州の人口との割合ができるかぎり全ての州に均しくなるように各州の議席数が割当てられねばならない、また

(b) 各州は、各選挙区の人口と当該選挙区に割当てられた

議席数との割合ができるかぎり、当該州内で均しくなるように選挙区を分けなければならない。

ただし、この項(a)号の規定は、当該州の人口が六〇〇万人をこえないかぎり、衆議院の議席割当について、いかなる州にも適用される⁽²⁰⁾はならない。

(3) この条において『人口』とは、関連数字が公表されている直近の人口調査により確定された人口を意味する。

ただし、関連数字が公表されている直近の人口調査というこの項は、西暦二〇〇〇年後最初に行われる人口調査で関連数字が公表されるまで一九七一年人口調査の参照と解釈される⁽²¹⁾。

第八条(人口調査後の再調整)

人口調査が完了するごとに、衆議院の議席の州への割当及び各州の地域的選挙区への区分は、国会が法律で定める機関及び方法にしたがって再調整されなければならない。

ただし、当該再調整は、そのときに在任する衆議院が解散されるまで、衆議院における代表に影響を及ぼさない。

また、当該再調整は、大統領が命令により特定する日以降効力を生じ、当該再調整が効力を生じるまで衆議院のいかなる選挙も当該再調整前に存在する地域的選挙区にもとづいて行わなければならない。

インド憲法(二)

さらに、西暦二〇〇〇年後にはじめて行われる人口調査で関連数字が公表されるまで、この条にもとづく衆議院の議席の州への割当及び各州の地域的選挙区への区分は、再調整する必要がない⁽²²⁾。

第八条(国会の議院の解散)

(1) 参議院は解散されないが、その議員の約三分の一は、国会が法律で定めるところに従い、二年の期間が経過することにより退職するものとする。

(2) 衆議院は、解散されるときは、最初の開会の日と指定された日から五年継続し、この五年の期間が経過したときには、解散の効果を生ずる⁽²³⁾。

ただし、当該期間は、非常事態布告の施行中は、国会が法律で一回につき一年をこえない限度において延長することができる。ただし、いかなる場合においても布告が効力を失った後六月以上にわたって延長することはできない。

第八条(国会議員の資格)

次の者でなければ、国会議員に選挙される資格を有しない。

(a) インド公民であり、かつ第三付則で定められた形式にしたがい宣誓又は約言を、当該目的のため選挙委員会により権限を与えられた人の前で行い、署名した者であること⁽²⁴⁾

(b) 参議院議員にあっては三〇歳以上、衆議院議員にあっては二五歳以上であること

(c) 国会の制定する法律により、又はこれにもとづいて定められるその他の資格を有すること

第八五条 (国会の会期、停会及び解散)⁽²⁶⁾

(1) 大統領は、随時適当とみとめるとき及び場所に国会の各議院を招集する。ただし、一会期の最終日と次の会期の初日として指定する日との間隔は、六月をこえてはならない。

(2) 大統領は、随時

- (a) 両議院又は一議院の停会を命じ、
- (b) 衆議院を解散することができる。

第八六条 (議院における大統領の演説及び教書送付権)

(1) 大統領は、国会のいずれかの議院又は両議院の合同会議で演説することができ、そのために議員の出席を要求することができる。

(2) 大統領は、現に国会で審議中の法案その他の案件に関し、国会のいずれかの議院に教書を送ることができ、教書を受け取った議院は、当該教書によって審議を求められた事項をすみやかに審議しなければならない。

第八七条 (大統領による特別演説)

(1) 衆議院の総選挙後はじめての会期及び各年のはじめの会期の開始にさいし、大統領は、国会の両議院の合同会議において演説を行い、国会招集の理由を告知する。⁽²⁷⁾

(2) 当該演説において言及された事項を討議するための時間の割当に関しては、議院の議事規則で定めなければならない。⁽²⁸⁾

第八八条 (議院に関する大臣及び法務総裁の権利)

各大臣及びインド法務総裁は、発言その他の方法により、いずれかの議院、両議院の合同会議、自己が委員である議会委員会の議事に参加する権利を有する。ただし、本条により投票する権利を与えられるものではない。

国会の役員

第八九条 (参議院の議長及び副議長)

(1) 副大統領は、職務上参議院議長となる。

(2) 参議院は、できるだけすみやかに参議院議員の中から副議長となる者を選挙し、副議長が欠けたときには、さらに副議長を選挙する。

第九〇条 (参議院議長の欠員、辞任及び解任)

参議院議長の職にある者は、

(a) 参議院の議席を失うときには、その職を失う。

(b) いつでも、議長宛の自筆の文書で申し出ることによって
辞任することができる。

(c) 参議院の在席議員の過半数で採択された決議により解任
される。

ただし、(c)号の規定による決議は、少なくとも一四日前に予
告するのでなければ発議することはできない。

第九一条（参議院副議長の権限及び議長代理たる者又は議長
の職務を行う者の権限）

(1) 議長が欠け、又は副大統領が大統領として行動し若しく
は大統領の職権を行使している期間中は、議長の職務は副議長
が行う。また、副議長も欠けているときは、議長の職務は大統
領がそのために任命する参議院議員が行う。

(2) 参議院の開会中議長が欠席しているときは副議長が、副
議長も欠席しているときは参議院議事規則により決定される
議員が、この議員も出席していないときは、参議院の決定する
議員が議長として行動する。

第九二条（参議院議長又は副議長の解任決議案審議中の議長
職）

(1) 参議院の開会中において、副大統領解任の決議案が審議
されているときは議長、また、副議長解任の決議案が審議され

ているときは副議長は、出席していても会議を司会しない。こ
の場合においては、議長又は副議長が欠席している場合と同様
に第九一条(2)項の規定を適用する。

(2) 議長は、副大統領解任の決議案が参議院において審議さ
れているときは、発言その他の方法で議事に参加する権利を有
する。ただし、第一〇〇条の規定にかかわらず、審議中の当該
決議案その他の議事について投票する資格を有しない。

第九三条（衆議院の議長及び副議長）

衆議院は、できるだけすみやかに衆議院議員の中から二議員
をそれぞれ議長及び副議長に選出し、議長又は副議長が欠けた
ときには、さらに議長又は副議長を選挙する。

第九四条（衆議院の議長及び副議長の欠員、辞任及び解任）

衆議院の議長又は副議長の職にある議員は、

(a) 衆議院の議席を失うときは、その職を失う。

(b) 何時でも、議長にあっては副議長宛、副議長にあっては
議長宛の自筆の文書をもって申し出ることによって辞任するこ
とができる。

(c) 衆議院の在席議員の過半数により採択される決議により
解任される。

ただし、(c)号の規定による決議案は、少なくとも一四日前に

予告するものでなければ発議できない。

さらに、衆議院が解散されたときは、議長は解散後衆議院の最初の会議のある直前までその職を空席にしてはならない。

第九五条（衆議院副議長の権限及び議長代理たる者又は議長の職務を行う者の議長職）

(1) 議長が欠けたとき、議長の職務は副議長が行い、副議長も欠けているときは、議長の職務は大統領がそのために任命する衆議院議員が行う。

(2) 衆議院の開会中議長が欠席しているときは副議長が、副議長も欠席しているときは衆議院の議事規則により決定される議員が、また、この者も出席していないときは、衆議院の決定する他の議員が議長として行動する。

第九六条（衆議院議長又は副議長の解任決議案審議中の議長職）

(1) 衆議院の開会中において、議長解任の決議案が審議されているときは議長、また、副議長解任の決議案が審議されているときは副議長は、出席していても会議を司会しない。この場合においては、議長又は副議長が欠席している場合と同様に第九五条(2)項の規定を適用する。

(2) 議長は、議長解任の決議案が衆議院において審議されて

いるときは、発言その他の方法で議事に参加する権利を有し、かつ第一〇〇条の規定にかかわらず、審議中の当該決議案その他の議事について第一回にかぎり投票することができる。ただし、可否同数の場合には投票することができない。

第九七条（参議院の議長及び副議長並びに衆議院の議長及び副議長の俸給及び手当）

参議院の議長及び副議長並びに衆議院の議長及び副議長は、国会が法律でそれぞれ定める俸給及び手当を受けるものとし、それについての規定が設けられるまでは、第二付則で規定する俸給及び手当を受けるものとする。

第九八条（国会事務局）

(1) 国会の各議院にそれぞれ事務局をおく。
ただし、この項の規定は、国会の両議院に共通の職を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

(2) 国会は、法律で各議院の事務局職員の任用及び服務条件を規制することができる。

(3) (2)項の規定にもとづく規定が国会により制定されるまで、大統領は衆議院議長又は参議院議長と協議した後、衆議院又は参議院事務局職員の任用及び服務条件を規制する規則を制定する。また、当該規則は、前項の規定にもとづいて制定される法

律の規定の制限内において効力を有する。

議院の事務の処理

第九九条（議員の宣誓又は約言）

国会の両議院の議員は、議席を占めるに先立ち、大統領又は大統領が任命する者の前で第三付則に規定する方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。

第二〇〇条（議院における投票、並びに欠員ある場合の議院の権限及び定足数）

(1) この憲法に別段の定めのあるものを除き、各議院又は両議院の合同会議におけるすべての問題は、衆議院議長又は参議院議長若しくは衆議院議長として行動する者を除き、出席しかつ投票する議員の過半数で決定する。

参議院議長及び衆議院議長又は議長として行動する者は、第一回においては投票することができないが、可否同数のときには、決裁権を有し、これを行使しなければならない。

(2) 国会の各議院は、議席に欠員があつても行動する権限を有し、かつ、国会における議事は、資格のない者が出席、投票その他の方法により議事に参加してゐたことが後になつて判明した場合においても有効とする。

インド憲法（二）

(3) 国会が法律で別段の定めをするまでは、国会の各議院の会議の定足数は、各議院の総議員の一〇分の一とする。

(4) 議院の会議中定足数を欠くときは、参議院議長若しくは衆議院議長又は議長として行動する者は、延会し、又は定足数に達するまで会議を中止しなければならない。

議員の欠格

第二〇一条（欠員）

(1) 何人も国会の両議院の議員をかねることはできず、国会の両議院の議員に選挙された者が、いずれかの議院の議員となることによつて生ずる空席については、国会が法律で定める。

(2) 何人も国会の議員と州議会議員⁽²⁹⁾とをかねることができず、国会議員と州議会議員⁽³⁰⁾とに選挙された者がある場合においては、この者があらかじめ州議会議員を辞任しないかぎり、大統領が制定する規則に定める期間が経過した日において国会議員の議席を失う。

(3) 国会のいずれかの議院の議員は、次の場合にその議席を失う。

(a) 第一〇二条(1)項に規定する欠格事由のいずれかに該当するとき、又は、

(b) 参議院議長若しくは衆議院議長宛の自筆の文書をもって辞任を申し出、参議院議長若しくは衆議院議長により承認されたとき⁽³¹⁾

ただし、(b)号で定める辞任の場合には、参議院議長又は衆議院議長は、知りえたことから、又は適当と認める調査を行ったのち、当該辞職が自発的なもの又は真意にいたるものでないとの心証を得たときには、当該辞職を認めてはならない。⁽³²⁾

(4) 国会のいずれかの議院の議員が六〇日間、当該議院の許可を受けずにすべての会議を欠席したときは、当該議院はその議席の喪失を宣告することができる。

ただし、当該六〇日の算定にあたっては、当該議院が引き続き四日以上停会し、又は休会をしたときは、その期間は算入しない。

第二〇二条 (議員の欠格)

(1) 次の各号の一に該当するものは、国会議員に選挙され、又は国会議員であることができない。

- (a) インド政府又は州政府の下に、国会が法律で欠格とならない旨定めた職以外の、報酬をとまなう職に在る者
- (b) 精神耗弱者であつて、権限ある裁判所でその旨を宣告された者

(c) 破産者であつて、復権しない者

(d) インド公民でない者、自らの意思で外国の公民権を取得した者又は外国に対する忠誠若しくは帰依を承認した者

(e) 国会の定める法律により、又はこれにもとづいて欠格となつた者

(2) 何人も連邦又は州の大臣であるという理由だけで、この条にいうインド政府又は州政府の下に報酬をとまなう職に在る者とはみなされない。

第二〇三条 (議員の欠格に関する疑義の決定)⁽³³⁾

(1) 国会のいずれかの議院の議員が第一〇二条(1)項に規定する欠格事由にあてはまるか否かに関して疑義を生じたときは、当該疑義は、大統領の裁決に付され、その裁決によって決定される。

(2) 前項の疑義を決定するにあつて、大統領は選挙管理委員会⁽³⁴⁾の意見を聞き、その意見に従つて措置しなければならない。

第二〇四条 (第九九条の規定による宣誓若しくは約言を行わない者又は欠格者若しくは失格者が議事に加わり投票した場合の処罰)

国会のいずれかの議院の議員として議事に参加し、又は投票した者が、第九九条の規定にしたがっていないとき、又は議員

の資格がないこと、失格者であること若しくは国会の制定する法律の規定により議事に参加し若しくは投票することが禁ぜられていたことを知っているときには、この者は議事に参加し又は投票した日一日につき五〇〇ルビーの罰金を連邦に対する債務として払わなければならない。

国会及びその議員の権限、特権及び免責

第一〇五条（国会の議院、議員及び委員会の権限及び特権等）

(1) この憲法の規定並びに国会の議事手続を定める規則及び議事規程の制限内において、国会における発言は自由である。

(2) 国会議員は、国会又はその委員会における発言又は投票に関して裁判所で審査されることはない。また、何人も国会各議院の権限による、又はこれにもとづく報告、文書、投票又は議事についての出版物に関しても審査されることはない。

(3) 前二項に規定するもののほか、国会各議院、各議院の議員及び委員会の権限、特権及び免責については国会が随時法律で定めるところによるものとし、当該規定が設けられるまでは、一九七八年憲法（第四四次改正）法第一五節施行直前に議院、その議員及び委員会の有していたものとする。⁽³⁴⁾

(4) (1)項及び(3)項の規定は、国会議員に関して適用されると同様に、この憲法により国会の議院又はその委員会において発言その他の方法により議事に参加する権利を有する者についても適用する。

第一〇六条（議員の俸給及び手当）

国会の各議院の議員は、国会が随時法律で定める俸給及び手当を受ける権利を有し、これに関する規定が設けられるまでは、この憲法施行直前インド自治領制憲議会議員に適用されていた率及び条件による手当を受ける。

立法手続

第一〇七条（法案の先議及び可決に関する規定）

(1) 法案は、金銭法案その他の財政法案に関する第一〇九条及び第一一七条に規定する場合を除き、国会のいずれの議院でもこれを先議することができる。

(2) 法案は、第一〇八条及び第一〇九条に規定する場合を除き、無修正であると両議院の承認を受けた修正付であることを問わず、両議院がこれに同意を与えないかぎり、国会が可決したものとみなされない。

(3) 国会において審議中の法案は、議院の停会によって廃案

となることはない。

- (4) 衆議院を通過していない法案であつて、参議院において審議中のものは、衆議院の解散によつて廃案となることはない。
- (5) 衆議院において審議中の法案又は衆議院において可決し参議院において審議中の法案は、第一〇八条に規定する場合を除き、衆議院の解散によつて廃案となる。

第一〇八条 (一定の場合における両議院の合同会議)

(1) 法案が一の議院で可決され他の議院に送付された場合において、

- (a) 当該法案が他の議院で否決され、
- (b) 両議院が当該法案に加えられる修正に最終的に不同意であり、又は

(c) 他の議院が当該法案を受け取つた日から可決しないまま六月以上経過したときは、

大統領は、衆議院解散のために廃案となる場合を除き、両議院が開会中であるときは教書で、開会中でないときは公示により両議院に対し、当該法案を審議し、票決するための合同会議を招集する意図を通告することができる。

ただし、この項は、金銭法案には適用しない。

(2) (1)項に規定する六月の期間を算定するにあつては、同

項(c)号に規定する議院が引き続き四日以上停会又は休会したときは、その期間は算入しない。

(3) 大統領が(1)項の規定により両議院を招集して合同会議を開催する意図を通告したときは、いずれの議院も当該法案の審議を進めてはならない。大統領は、その通告の日以後何時でも通告に示した目的で両議院を招集し合同会議を開催することができる。大統領が招集したときには、両議院はそれにしたがつて会議を行う。

(4) 法案が、合同会議で修正することを承認された修正を付し、合同会議において出席し投票する議員の過半数で可決したときには、この憲法の適用については両議院で可決したものとみなす。

ただし、合同会議では、

(a) 一つの議院が可決し、他の議院が可決しないで修正を付して先議議院に回付した法案については、当該法案の可決が遅れたことによつて必要となつた場合を除いて修正の提案を行つてはならない。

(b) 一つの議院が可決し、他の議院がそのまま回付した法案に対しては、当該法案の可決が遅れたことによつて必要となつた修正及び両議院が一致しなかつた事項に関する修

正だけを提案することができる。

この項の規定によつて行われる修正の可否に關しては、合同會議の司會者の決定を最終的なものとする。

(5) 大統領が合同會議を開催するために兩議院を招集する意見を通告した後、衆議院の解散が行われたとしても、合同會議は本条にもとづいて開催することができる、また当該合同會議で法案を可決することができる。

第一〇九条（金錢法案に關する特別規定）

(1) 金錢法案は、參議院において先議してはならない。
(2) 金錢法案は、衆議院が可決した後、參議院の勧告を得るため參議院に送付される。參議院は当該法案を受け取つた日から一四日以内にその勧告を付して衆議院に回付しなければならず、衆議院は參議院の勧告の全部又は一部を受諾又は拒否することができる。

(3) 衆議院が參議院の勧告を受諾したときは、金錢法案は參議院が勧告し衆議院が受諾した修正を付して兩議院が可決したものとみなす。

(4) 衆議院が參議院の勧告を受諾しないときは、金錢法案は參議院が勧告した修正を含まず衆議院が可決した形式において兩議院が可決したものとみなす。

(5) 衆議院が可決し、參議院に勧告を求めて送付した金錢法案が(2)項に規定する一四日以内に衆議院に回付されないときは、当該金錢法案は当該期間が経過した日において、衆議院が可決した形式で兩議院が可決したものとみなす。

第一一〇条（『金錢法案』の定義）

(1) 法案が次に掲げる事項の全部又は一部を取り扱う規定のみを含むとき、当該法案はこの章にいう金錢法案とみなす。

(a) 租税の賦課、廃止、軽減、変更又は規制

(b) インド政府による借入金若しくは保証供与の規制又はインド政府が負い若しくは負うべき財政負担に關する法律の改正

(c) インド統合基金若しくはインド非常基金の管理、それから基金への金錢の払込又はそれら基金からの金錢の引き出し

(d) インド統合基金からの金錢の支出の承認

(e) ある支出がインド統合基金の負担すべき支出となる旨を定め、又はその支出額を増加すること

(f) インド統合基金若しくはインド公金勘定のための金錢の出納、その管理若しくは支払い又は連邦若しくは州の會計の検査

(g) (a)号から(f)号までに掲げる事項に付随する事項

(2) 罰金若しくは料金の課徴若しくは手数料の要求若しくは支払いを規定し、又は地方機関若しくは地方団体による租税の賦課、廃止、軽減、変更若しくは規制に関して規定する法案は、それだけを理由として金銭法案とみなされることはない。

(3) 法案が金銭法案か否かについて疑義を生じたときは、衆議院議長の裁決により確定する。

(4) 第一〇九条の規定により、金銭法案を参議院に送付する場合及び第一一条の規定により、認証を得るため大統領に提出する場合には、当該法案は、それが金銭法案であることを証する衆議院議長の署名した証明書により認証しなければならぬ。

第一二一条 (法案の認証)

法案は、国会の両議院で可決されたときは、大統領に提出され、大統領はこれを認証するか又は認証を保留するかを宣言する。

ただし、大統領は、それが金銭法案でない場合には、その法案又はその法案中の特定の条項につき教書を付して、できるかぎりすみやかに両議院に返付して再審議を求め、特に大統領が教書において勧告した修正の審議を求めることができる。返付

をうけた両議院は、これを再審議すべきものとし、修正を付し又は付さないで再可決した上大統領に提示したときは、大統領は認証を保留することができない。

財政事項に関する手続

第一二二条 (年次財政説明書)

(1) 大統領は、各財政年度ごとに、この編において『年次財政説明書』とよぶ、当該年度のインド政府収支予算の説明書を国会の両議院に提出させなければならない。

(2) 年次財政説明書に計上される支出予算は、次に掲げる支出にわけて記載し、かつ収入勘定についての支出とその他の支出とを区別しなければならない。

(a) この憲法がインド統合基金の負担となるべき支出として規定している支出に充当する額及び

(b) その他の支出であってインド統合基金から支出されるべきことが提案されているものに充当する額

(3) 次に掲げる支出は、インド統合基金の負担となるべき支出とする。

(a) 大統領の俸給及び手当並びに大統領の職務に関するその他の手当

- (b) 参議院の議長及び副議長並びに衆議院の議長及び副議長の俸給及び手当
- (c) インド政府が支払いの義務を有する利子、減債基金及び償還費並びに起債、役務及び債務償還に関するその他の支出を含む債務
- (d) (i) 最高裁判所裁判官に対し、又はこの者に関し支払われる俸給、手当及び年金
- (ii) 連邦裁判所裁判官に対し、又はこの者に関し支払われる年金
- (iii) インド領に含まれる地域に関し管轄権を行使する高等裁判所裁判官若しくはこの憲法施行前インド自治領旧州に含まれていた地域⁽³⁵⁾に関し管轄権を行使した高等裁判所裁判官に対して、又はこの者に関し支払われる年金
- (e) インド会計検査院長に対し、又はこの者に関し支払われる俸給、手当及び年金
- (f) 裁判所又は仲裁裁判所の判決、決定又は裁定を履行するに必要な額
- (g) この憲法又は国会の制定する法律により統合基金の負担すべきものとされるその他の支出

インド憲法 (二)

第一一三条 (予算に関する国会の手続)

- (1) 予算のうちインド統合基金の負担となるべき支出に関するものは、国会の票決には付さないが、この項の規定は国会の両議院が当該予算を審議することを妨げるものと解釈してはならない。
- (2) 予算のうち前項に規定する支出以外の支出に関するものは、衆議院に交付金要求書の形で提出し、衆議院はこれを承認若しくは拒否し、又は減額を条件として承認する権限を有する。
- (3) 交付金の要求は、大統領の勧告にもとづく場合の外は行つてはならない。

第一一四条 (支出承認法案)

- (1) 衆議院が第一一三条の規定にもとづき交付金の承認をした後できるかぎりすみやかに、次に掲げるものに充当するために必要な金額をインド統合基金から支出することを規定した法案を提出しなければならない。

(a) 衆議院が承認した交付金額

- (b) インド統合基金の負担となるべき金額であつて、さきに国会に提出された年次財政説明書に計上された金額をこえないもの

- (2) 前項の法案に対して、その交付金の額若しくはその目的

又はインド統合基金の負担となるべき支払金額を変更する修正案は、国会の議院で発議することができない。また、この項の規定により修正案の発議ができるか否かにつき疑義があるときは、議長の職にあるものが決定する。

(3) 第一一五条及び第一一六条に規定する場合を除き、この条の規定にしたがって可決された法律により行われる支出承認にもとづくのでなければ、インド統合基金から金銭を引きだすことはできない。

第一一五条（補正、追加又は超過のための交付金）

(1) 大統領は、

- (a) 第一一四条の規定にもとづく法律により当該財政年度内の特別役務のために支出することを認められた金額が、当該年度の需要に対して不十分であることが明らかになったとき、若しくは当該財政年度において当該年度の年次財政説明書で予見されていなかった新役務に充てるため支出を補足若しくは追加する必要が生じたとき、又は、
 - (b) ある役務のために一財政年度内に要した金額が当該役務及び当該年度に対して交付された金額をこえるときは、
- 場合に応じ、当該支出の予算金額を明示した別の説明書を国会の両議院に提出させ又は当該超過額に対する要求書

を衆議院に提出させなければならない。

(2) 第一一二条、一一三条及び第一一四条の規定は、前項に規定する説明書、支出、要求書及び当該支出又は交付金に充てるためインド統合基金から金銭を支出することを認める法律に關し、年次財政説明書、当該説明書に記された支出、交付金要求書及びその支出又は交付金に充てるためインド統合基金から金銭を支出することを認める法律に關して有すると同様の効力を有する。

第一一六条（勘定に対する投票、貸付及び特別交付金に対する投票）

(1) この章の前条までの規定にかかわらず、衆議院は次の権限を有する。

- (a) 財政年度中のある期間の支出予算に關し、交付金の票決に關する第一一三条の定める手続及び当該支出に關する第一一四条の規定による法律の制定手続が完了する以前において、予め交付金を承認すること
- (b) 役務の規模又はその不明確な性質のため、要求が年次財政説明書に用いられる通常の細目で記載することができない場合において、インド財源に対する予見しなかつた要求に充てるため交付金を承認すること

(c) 財政年度の通常の役務の一部をなさない例外的交付金を承認すること

かつ、国会は、法律で当該交付金の承認を行った目的のためにインド統合基金から金銭の支出を承認する権限を有する。

(2) 第一一三条及び第一一四条の規定は、(1)項にもとづく交付金の承認及び同項にもとづく制定された法律に関し、年次財政説明書に記載される支出にかかる交付金の承認及び当該支出に充当するためインド統合基金から金銭を支出することを承認する法律に関し有するのと同様の効力を有する。

第一一七条（財政法案に関する特別規定）

(1) 第一一〇条(1)項(c)号から(f)号までに規定する事項について定める法案又は修正案は、大統領の勧告にもとづく場合の外は提出又は発議してはならず、かつ、参議院で先議してはならない。

ただし、租税の軽減又は廃止を規定する修正案の発議には、この項で定める勧告を必要としない。

(2) 罰金若しくは料金の課徴若しくは許可料若しくは手数料の要求若しくは支払いを規定し、又は地方機関若しくは地方団体による租税の賦課、廃止、軽減、変更若しくは規制に関して規定する法案又は修正案は、そのみを理由として前項に規定

する法案又は修正案とみなされることはない。

(3) 制定施行される場合において、インド統合基金から支出を要することとなる法案は、大統領がその審議を勧告しないかぎり、国会の議院によって可決されてはならない。

一般手続

第一一八条（手続規則）

(1) 国会の各議院は、この憲法の規定の制限内において、その手続及び事務の処理に関する規則を制定することができる。

(2) (1)項の規定により規則が制定されるまでは、インド自治領議会に関し、この憲法施行直前効力を有する手続規則及び議事規程が、参議院議長又は衆議院議長の定める読替をして、随時国会に適用されるものとする。

(3) 大統領は、参議院議長及び衆議院議長と協議した後、両議院の合同会議及び両議院間の連絡に関する手続についての規則を制定することができる。

(4) 両議院の合同会議においては、衆議院議長、衆議院議長欠席のときは(3)項の規定にもとづいて定める手続規則の定める者が可会する。

第一一九条（財政事務に関する国会の手続の法律による規

制)

国会は、財政事務をすみやかに処理するため、法律で財政に関する事項又はインド統合基金からの金銭支出についての法案に関し、国会各議院の手続及び事務の処理を規制することができる。この場合において、当該法律の規程が第一一八条(1)項の規定により国会の一議院が定める規則又は同条(2)項の規定により国会に關して効力を有する規則若しくは議事規程と抵触するときは、この条にもとづく法律の規定が優先する。

第二二〇条(国会において使用する言語)

(1) 第一七編の規定にかかわらず、第三四八条の規定の制限内において、国会の事務はヒンディー語又は英語によって処理しなければならない。

ただし、参議院議長若しくは衆議院議長又は議長として行動する者は、ヒンディー語又は英語では適当に表現できない議員にたいして、その母語で述べることが許可することができる。

(2) 国会が法律で別段の規定を設けないかぎり、この憲法施行後一五年が経過した後においては「又は英語で」とある文言は省略するものとする。

第二二一条(国会における討論に対する制限)

最高裁判所裁判官又は高等裁判所裁判官がその任務の遂行の

ためになす行為に關しては、後に定めるところにより大統領に對して裁判官の罷免を求める動議が提出される場合を除いて、国会において討議してはならない。

第二二二条(国会議事の審査についての裁判所の無権限)

(1) 国会における議事の効力は、手続上の瑕疵を理由に審査されることはない。

(2) この憲法により又はこの憲法にもとづいて国会における手続若しくは事務処理を規制し又は秩序を維持する権限を与えられた国会の役員又は議員は、その権限の行使に關し、裁判所の管轄権に服することはない。

第三章 大統領の立法権

第二二三条(国会閉会中政令を公布する大統領の権限)

(1) 国会の両議院の開会中を除き、大統領は何時でもすみやかに措置する必要がある事態が存在すると認めるときは、当該事態に対処するために必要と考えられる政令を公布することができる。

(2) この条により公布される政令は、国会の制定する法律と同一の効力を有する。ただし、すべての政令は、

(a) 国会の両議院に提出されなければならないが、かつ、国会

が再開した日から六週間が経過したとき、又は当該期間経過前に両議院が当該政令を否認する決議をした場合において、後に決議をした議院の決議が可決されたときに、

(b) 大統領は、随時廃止することができる。

〔原注〕 国会の議院が異なった日に再開するよう招集されたときには、この項でいう六週間は、後に再開された日から起算する。

(3) この条にもとづく政令が、この憲法上国会に制定権のない事項について規定を設けたときは、当該政令はその限度において無効とする。⁽³⁶⁾

第四章 連邦司法

第一二四条 (最高裁判所の設置及び組織)

(1) インド最高裁判所長官及び国会が法律で定数を増加するまでは七人以内の裁判官で構成するインド最高裁判所をおく。⁽³⁷⁾

(2) 最高裁判所裁判官は、大統領が最高裁判所裁判官及び州高等裁判所裁判官中必要と認める者と協議した後、大統領の署名捺印した辞令をもって任命し、六五歳に達するまでその職に在る。

ただし、最高裁判所長官以外の裁判官を任命する場合には、

インド憲法 (二)

インド最高裁判所長官はつねに協議をうける。
さらに、

(a) 最高裁判所裁判官は、大統領宛の自筆の文書でもって申し出るにより辞任することができる。

(b) 最高裁判所裁判官は、(4)項で定める方法によって解任される。

(2A) 最高裁判所裁判官の年令は、国会が法律により定める権限及び方法により決定される。⁽³⁸⁾

(3) インド公民であり、かつ、次に掲げる条件の一を充たす者でなければ、最高裁判所裁判官に任命される資格を有しない。

(a) 少なくとも五年間一の高等裁判所又は引き続き二以上の最高裁判所の裁判官であった者

(b) 少なくとも一〇年間一の高等裁判所又は引き続き二以上の高等裁判所の弁護士であった者、又は、

(c) 大統領がすぐれた法律学者と認めた者

〔原注 I〕 この項において『高等裁判所』とは、インド領内において管轄権を行使し、又はこの憲法施行直前管轄権を行使した高等裁判所をいう。

〔原注 II〕 この項に規定する弁護士であった期間の算定にあたっては、その者が弁護士となった後、地方裁判所裁判官と同

等以下でない司法官の職にあつた期間を合算する。

(4) 最高裁判所裁判官は、明らかな非行又は不適任を理由として解任すべしとする提案が同一会期中に国会の各議院の総議員の過半数であつて、かつ出席し投票する議員の三分の二以上によつて支持された旨大統領に通告がなされた後、大統領が命令により解任する場合を除いては解任されない。

(5) 国会は、法律で(4)項に規定する通告の提出及び裁判官の非行又は不適任について調査し、立証する手続を定めることができる。

(6) 最高裁判所裁判官に任命された者は、就任にさきだち、大統領又は大統領がそのために任命する者の面前で第三付則に定める方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならぬ。

(7) 最高裁判所裁判官の職にあつた者は、インド領内における裁判所又は機関において弁護士として働くことができない。

第二二五条 (裁判官の俸給等)

(1) 最高裁判所裁判官は、第二付則で定める俸給をうける。
(2) 最高裁判所裁判官は、国会の制定する法律により又はこれにもついで随時定められる特権及び手当並びに休暇及び年金に関する権利を有し、当該規定が設けられるまでは、第二付

則で定める特権、手当及び権利を有する。

ただし、裁判官の特権及び手当並びに休暇及び年金に関する権利は、裁判官の任命後その者の不利益となるよう変更することはできない。

第二二六条 (最高裁判所長官代理の任命)

インド最高裁判所長官が欠け、又は不在その他の理由によりその職責をはたすことができないときは、大統領が任命する一人の最高裁判所裁判官が最高裁判所長官の職責を行う。

第二二七条 (特別裁判官の任命)

(1) 最高裁判所裁判官の定足数が、審理を行い又は審理を継続するに足りないときは、インド最高裁判所長官は、大統領の事前の承諾を得、かつ、関係高等裁判所長官と協議した後、最高裁判所長官が指名する最高裁判所裁判官として任命される資格のある高等裁判所裁判官にたいし、必要な期間中、特別裁判官として審理に加わるよう書面をもつて要求することができる。
(2) 前項の指名をうけた裁判官は、要求された期間及び期間中、その本来の職務に優先して最高裁判所の審理に加わることを任務とし、その間は最高裁判所のすべての管轄権、権限及び特権を有し、最高裁判所裁判官としての任務を行う。

第二二八条 (退職裁判官の最高裁判所の審理への参加)

この章の規定にかかわらず、インド最高裁判所長官は、大統領の事前の承諾を得た後何時でも最高裁判所裁判官若しくは連邦裁判所裁判官の職にあった者又は高等裁判所裁判官の職に在った者で最高裁判所裁判官として任命される資格を有する者に對し、最高裁判所裁判官として審理に加わることを要求することができ、要求を受けた者は、当該裁判官として審理に加わる間、大統領が命令で定める手当を受け、最高裁判所裁判官のすべての管轄権、権限及び特権を有するが、その他の点では最高裁判所裁判官とはみなされない。⁽³⁹⁾

ただし、この条の規定は、本人が承諾しない場合においても最高裁判所裁判官として審理に加わることを要求するものとなしはならない。

第一二九条（記録裁判所としての最高裁判所）

最高裁判所は、記録裁判所として、裁判所侮辱の処罰権を含む記録裁判所としてのすべての権限を有する。

第一三〇条（最高裁判所の所在）

最高裁判所は、デリー又はインド最高裁判所長官が大統領の承諾を得て随時指名するその他の場所において裁判を行う。

第一三一条（最高裁判所の第一審管轄権）

この憲法の規定の制限内において最高裁判所は、権利の存在

インド憲法（二）

又は範囲に関する問題（法律上のものであると事実上のものであるとにかかわらず）を含む場合には、次に掲げる事項について他の裁判所を排して第一審管轄権を有する。

(a) インド政府と一又はそれ以上の州との間の紛争
(b) 一方の当事者がインド政府及び一又はそれ以上の州であって他方の当事者が一又はそれ以上の州である紛争

(c) 二又はそれ以上の州の間の紛争

ただし、当該管轄権は、この憲法施行前に締結され、又は執行された条約、協定、協約、契約、譲渡証書、その他これに類する文書であって、この憲法施行後においても効力を有するもの又はこの条に規定する管轄権がかかる紛争に及ばない旨を規定するものから生じた紛争には及ばない。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

第一三二条（一定の事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権）

(1) 民事訴訟、刑事訴訟その他の訴訟たるを問わず、高等裁判所が第一三四A条の規定にもとづいて、その事件がこの憲法の解釈に関する法律上の実体関係を含むことを証明するとき⁽⁴²⁾には、インド領内の高等裁判所⁽⁴³⁾のした判決、審判又は終局命令に對して最高裁判所に上告の申立をすることができる。

(3) 当該証明がなされたとき、当該事件の当事者は当該問題

二五五（一一三五）

が違法に決定されたという理由で最高裁判所に申立をすることができる。⁽⁴⁴⁾

〔原注〕 この条にいう『終局命令』は、上告者の有利に決定されたならば事件の最終処理に充分である争点決定の命令を含む。

第一三三条（民事事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権）

(1) 民事訴訟につき、インド領内の高等裁判所をした判決、審判又は終局命令に対して、第一三四A条の規定にもとづき⁽⁴⁵⁾当該高等裁判所が次に掲げる事項を証明したときには、最高裁判所に上告の申立をすることができる。

(a) 普遍的な重要性をもつ法律上の実体問題を含む事件であり、

(b) 当該高等裁判所が前号の問題を最高裁判所で決定することが必要と考へた事件⁽⁴⁶⁾

(2) 第一三二条の規定にかかわらず、(1)項の規定にもとづいて最高裁判所に上告の申立をする当事者は、上告理由の一つとしてこの憲法の解釈に関する法律上の実体問題が違法に決定されていることを主張することができる。

(3) この条の規定にかかわらず、国会が法律で別段の規定を

設けないかぎり、高等裁判所の一人の裁判官をした判決、審判又は終局命令に対しては最高裁判所に上告の申立をすることができない。

第一三四条（刑事事件に関する最高裁判所の上告裁判権）

(1) 刑事訴訟につきインド領内の高等裁判所をした判決、終局命令又は宣告に対しては、次に掲げる場合において最高裁判所に上告の申立をすることができる。高等裁判所が、

(a) 控訴審において、被告無罪の判決を破棄し、死刑の判決をしたとき

(b) 下級裁判所から審理を高等裁判所に移送し、被告を有罪とし、死刑の判決をしたとき

(c) 第一三四A条にもとづいて、当該事件が最高裁判所への上告に適したものであることを証明したとき⁽⁴⁷⁾

ただし、(c)号の規定による上告の申立は、第一四五条(1)項の規定にもとづいて制定される規則及び高等裁判所が設定し又は要求する条件の制限内で提起しなければならない。

(2) 国会は、法律で最高裁判所に対し、当該法律に規定する条件及び制限の範囲内でインド領内の高等裁判所をした刑事訴訟における判決、終局命令又は宣告に関する上告を受理し、これを審理するために前項に規定する権限以上の権限を与えるこ

とができる。

第一三四A条（最高裁判所への上告のための証明書）⁽⁴⁸⁾

第一三二条(1)項、第一三三条(1)項又は第一三四条(1)項で定め
る判決、審判、終局命令又は宣告をしたすべての高等裁判所は、

(a) 自らの意向でかかる判断を下すことが適切であると考え、
(b) 口頭による申請がなされたとき、当該判決、審判、終局
命令又は宣告の成立後すみやかに、権利を侵害された当事者の
ため又は当該当事者にかわって、

当該成立又は判断後ただちに、当該問題が第一三二条(1)項又
は第一三三条(1)項、事情によっては第一三四条(1)項(c)号で定め
る性質を有する証明書が当該事件に関して交付されるべきか否
かを決定しなければならない。

第一三五条（既存の法律にもとづいて連邦裁判所が有する管
轄権及び権限の最高裁判所による行使）

国会が法律で別段の定めを設けないかぎり、最高裁判所は第
一三三条又は第一三四条の規定が適用されない事項についても、
この憲法施行直前連邦裁判所により既存の法律にもとづいて当
該事項に関する管轄権及び権限が行使することのできた事項で
あるときは、これに対する管轄権及び権限を有する。

第一三六条（最高裁判所による上告の特別許可）

インド憲法 (一一)

(1) この章の規定にかかわらず、最高裁判所は、その裁量に
より、インド領内の裁判所又は審判所が決定し又は下した判決、
審判、決定、宣告又は命令に対し、上告の特別許可を与えるこ
とができる。

(2) (1)の規定は、軍隊に関する法律により又はこれにもとづ
いて構成される裁判所又は審判所の決定し又は下した判決、決
定、宣告又は命令には適用しない。

第一三七条（最高裁判所による判決及び命令の審査）

国会が制定する法律又は第一四五条の規定にもとづいて制定
する規則にもとづき最高裁判所は、その宣言した判決又は発し
た命令を審査する権限を有する。

第一三八条（最高裁判所の管轄権の拡大）

(1) 最高裁判所は、連邦管轄事項表に掲げる事項に関しても、
国会が法律で与える管轄権及び権限を有する。

(2) 最高裁判所は、国会が法律で最高裁判所の当該管轄権及
び権限の行使について規定する場合には、インド政府及び州政
府が特別に協定して与える事項に関しても、管轄権及び権限を
有する。

第一三九条（一定の令状作成権の最高裁判所への付与）

国会は法律で最高裁判所に対し、第三二条(2)項に規定する目

二五七 (一一三七)

的以外の目的のための指令、命令若しくは人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状若しくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状又はそのいづれかを発する権限を与えることができる。

第一三九A条(一定の事件の移送)⁽⁴⁹⁾

(1) 法律上同一の問題又は実質上同一の問題を含む事件が、最高裁判所と一若しくはそれ以上の高等裁判所又は二若しくはそれ以上の高等裁判所とに係属しており、最高裁判所が自らの意向で、又はインド法務総裁若しくは一当事者によってなされた申立につき、当該問題が普遍的重要性を有する実体問題であると認められた場合には、最高裁判所は、高等裁判所に係属中の事件をひきとって、自ら処理することができる。

ただし、最高裁判所は、前記法律上の問題を決定した後、当該事件を送付した高等裁判所に当該問題についての判断の謄本とともに回付することができる。高等裁判所は、それを受け取り、最高裁判所の判断にしたがって当該事件の処理を進めなければならない。⁽⁵⁰⁾

(2) 最高裁判所は、司法目的上好ましいと考えたときには、ある高等裁判所に控訴又はその他の手続がなされている事件を他の高等裁判所に移送することができる。

第一四〇条(最高裁判所の付随的権限)

国会は、法律で最高裁判所に対し、この憲法の規定に抵触しないかぎり、この憲法により又はこの憲法にもとづいて最高裁判所に与えられる管轄権の行使を一層有効ならしめるために必要であり、又は望ましいと考えられる付随的権限を与えることができる。

第一四一条(すべての裁判所を拘束する最高裁判所の法令)

最高裁判所により宣言された法令は、インド領内のすべての裁判所を拘束する。

第一四二条(最高裁判所の決定又は命令の施行及び捜索等に関する命令)

(1) 最高裁判所は、その管轄権の行使にあたっては、審理中の訴因又は問題の正確な判定を期するため必要な決定をし又は命令を発することができる。当該決定又は命令は、国会の制定する法律により又はこれにもとづいて定めるところにしたがってインド全域に強制力をもつ。ただし、当該法律が制定されるまでは大統領が命令で定めるところにしたがうものとする。

(2) 国会が前項の目的のために制定する法律の規定にしたがい、最高裁判所は、インドの全域に関し、人の出頭、文書の捜索若しくは提出又は裁判所侮辱の調査若しくは処罰を要請する

命令を発するあらゆる権限を有する。

第一四三条（大統領の最高裁判所に対する諮問権）

(1) 法律上又は事実上の問題であつて公的な重要性を有しており、最高裁判所の意見を聞くことに適しているものが起こり又は起こるおそれがあると認めるとき、大統領はこの問題を最高裁判所に付議することができる。この場合には、最高裁判所は適当と認める審理を行った後、その意見を大統領に報告することができる。

(2) 大統領は、第一三一条ただし書の規定にかかわらず、同ただし書に規定する紛争について最高裁判所の意見を聞くことができる。この場合において、最高裁判所は適当と認める審理を行った後、その意見を大統領に報告しなければならない。⁽⁵¹⁾

第一四四条（行政機関及び司法機関の最高裁判所に対する援助）

インド領内におけるすべての行政機関及び司法機関は、最高裁判所を援助しなければならない。⁽⁵²⁾

第一四五条（最高裁判所規則等）

(1) 最高裁判所は、国会が制定する法律の制限内において、大統領の承認を得て、最高裁判所における訴訟手続を一般的に規制する規則であつて次に掲げるものを含むものを随時制定す

ることができる。

(a) 最高裁判所で弁護士務を行う者に関する規則
(b) 上告審理手続及び上告受理期限を含むその他の上告関係事項に関する規則

(c) 第三編の規定により与えられる権利を实效あらしめるための、最高裁判所における手続に関する規則

(cc) 第一三九A条の規定にもとづく最高裁判所における手続に関する規則⁽⁵³⁾

(d) 第一三四条(1)項(c)号の規定にもとづく上告の受理に関する規則

(e) 最高裁判所が宣言した判決又は発した命令を再審査する条件及び最高裁判所に対する再審査申請受理期限を含むその再審査の手続に関する規則

(f) 最高裁判所における手続に関する費用及び付随費並びに手続に関し徴収される手数料に関する規則

(g) 保釈の許可に関する規則

(h) 手続の中止に関する規則

(i) 最高裁判所にとって、意義が認められず、濫訴と考えられ又は引き延ばしのためとみとめられる上告に対し即決を規定する規則

(1) 第三一七条(1)項に規定する審査の手續に関する規則
(2) この条の規定にもとづいて制定する規則は、(3)項の規定の制限内において審理⁽⁵⁴⁾に加わる裁判官の数の最小限を定め、かつ、単独裁判官及び各部法廷の権限を規定することができる。

(3) この憲法の解釈に関する法律上の実体問題を含む事件を決定するため又は第一四三条の規定にもとづいて付議された事件を審理するために出廷する裁判官の数の最小限は、五人とする。

ただし、第一三二条を除くこの章の規定にもとづいて上告を審理する法廷が五人未満の裁判官で構成されている場合において、当該法廷がその審理の過程で当該上告がこの憲法の解釈に関する法律上の実体問題を含んでおり、それにつき決定を要するものがあると認めるときには、当該法廷はその問題を含む事件を決定するため、この項の要求するところにより構成する法廷の意見を求め、その意見にしたがって当該上告を処理するものとする。

(4) 最高裁判所の判決は、すべて公開の法廷で行われなければならない。また、第一四三条の規定にもとづく報告は、公開の法廷において述べられる意見にしたがって行われなければならない。

(5) 最高裁判所の判決及び見解は、事件の審理に出席する裁判官の多数の合意によるものでなければ行われない。ただし、この項の規定は、裁判官が異なった判断又は意見を述べることを妨げるものではない。

第一四六条（最高裁判所の職員、雇員及び経費）

(1) 最高裁判所の職員及び雇員の任命は、インド最高裁判所長官又はその指名する最高裁判所のその他の裁判官若しくは職員が任命する。

ただし、大統領は規則で、その規則中に定める一定の場合には、それまで最高裁判所に所属していなかった者を最高裁判所関係の職に任命するには連邦公務委員会と協議した後でなければならないとすることができる。

(2) 国会の制定する法律の範囲内において最高裁判所の職員及び雇員の服務条件は、インド最高裁判所長官又はインド最高裁判所長官により権限を与えられた最高裁判所のその他の裁判官若しくは職員が制定する規則で定める。

ただし、この項にもとづく規則を制定するには、俸給、手当、休暇又は年金に関するかぎり、大統領の承認を必要とする。

(3) 最高裁判所の職員及び雇員に対し又はこれらの者に関して支給される俸給、手当及び年金を含む最高裁判所の行政費は、

インド統合基金の負担となり、最高裁判所の徴収する手数料その他の金銭は、当該基金の一部となるものとする。

第一四七条（解釈）

この章及び第六編第五章に規定するこの憲法の解釈に関する法律上の実体問題とは、一九三五年インド統治法を改正又は補足するすべての法令を含む同法、イギリス枢密院令若しくは同令にもとづいて発せられた命令又は一九四七年インド独立法若しくは同法にもとづいて発せられた命令の解釈に関する実体問題を含むものと解すべきものとする。

第五章 インド会計検査院長

第一四八条（インド会計検査院長）

(1) インド会計検査院長をおく。会計検査院は、大統領が署名捺印した辞令によって任命され、最高裁判所裁判官と同様の方法及び理由によってのみ解任される。

(2) 会計検査院長として任命される者は、その就任前大統領又は大統領が指名する者の前で第三付則の定める方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。

(3) 会計検査院長の俸給及びその他の服務条件は、国会が法律で定めるが、その決定があるまでは第二付則に規定すること

インド憲法（二）

ろによる。

ただし、会計検査院長の俸給及び休暇、年金又は退職年金に関する権利は、その任命後この者の不利益となるように変更することはできない。

(4) 会計検査院長は、退任後、インド政府又は州政府の官職につく資格を有しない。

(5) この憲法及び国会が制定する法律の規定にしたがい、会計検査院に勤務する者の服務条件及び会計検査院長の行政権は、大統領が会計検査院長と協議した後制定する規則で定める。

(6) 会計検査院に勤務する者に対し、又はこの者に関して支給されるすべての俸給、手当及び年金を含む会計検査院行政費は、インド統合基金の負担となる。

第一四九条（会計検査院長の任務及び権限）

会計検査院長は、連邦、州及びその他の機関又は団体の会計に関し、国会の制定する法律により、又はこれにもとづいて規定される任務の遂行と権限の行使を行うものとし、当該規定が設けられるまでは、この憲法施行直前インド自治領及び旧州の会計に関し、インド会計検査長官に与えられ、行使されていた任務及び権限を連邦及び州の会計に関して遂行し、行使する。

第一五〇条（連邦及び州の会計の記帳形式）

連邦及び州の会計は、大統領が会計検査院長の助言にもとづいて定めた形式で記帳しなければならない。⁽⁵⁵⁾

第二一一条 (会計報告)

(1) 連邦の会計に関するインド会計検査院長の報告は、大統領に提出され、大統領はこれを国会の両議院に提出させる。

(2) 州の会計に関するインド会計検査院長の報告は、州知事に提出され、知事はこれを州議会に提出させる。

第六編 州⁽⁵⁶⁾

第一章 総 則

第二一五条 (定義)

この編において『州』とは、別段の定めのないかぎり、ヤム州及びカンミール州を含まない州をいう。⁽⁵⁷⁾

第二章 行 政

知 事

第二一五条 (州知事)

各州に州知事をおく。

ただし、この条の規定は、二又はそれ以上の州知事に同一の者が任命されることを妨げるものではない。⁽⁵⁸⁾

第二一四条 (州の行政権)

(1) 州の行政権は知事に属し、この憲法に従い知事により直接に、又は知事の下にある官吏を通じて行使される。

(2) この条の規定は、

(a) 既存の法律により他の機関に与えられている権能を知事に移譲するものとみなすものではなく、

(b) 国会又は州議会が、知事の下にある機関に権能を与えることを妨げるものではない。

第二一五条 (知事の任命)

州知事は、大統領がその署名捺印した辞令をもって任命する。

第二一六条 (知事の任期)

(1) 知事は、大統領の意に反しないかぎり、その職を保持する。

(2) 知事は、大統領宛の自筆の文書で申し出ることによってその職を辞任することができる。

(3) この条の前項までの規定にしたがい、知事はその就任の日から五年の任期でその職を保持する。

ただし、知事は任期が満了した場合においても、その後任者が就任するまでは引き続きその職を保持する。

第二一七条 (知事に任命される資格)

何人もインド公民であり、かつ三五歳以上でなければ知事に任命される資格を有しない。

第一五八条（知事の職の条件）

(1) 知事は国会議員又は第一付則に規定する州議会議員であつてはならない。国会議員又はかかる州議会議員が知事に任命されたときは、知事に就任した日において、その議席を失つたものとみなす。

(2) 知事は、他のいかなる俸給をもなう職にも就いてはならない。

(3) 知事は、賃料を支払うことなく官邸を使用し、国会が法律で定める俸給、手当及び特権を受ける権利を有し、それについての規定が設けられるまでは第二付則に規定する俸給、手当及び特権を受ける。

(3A) 同一の者が、二又はそれ以上の州知事に任命されたとき、その知事に支払われる俸給及び手当は、大統領が命令で決定する割合で当該州の間に割り当てられるものとする。⁽³⁹⁾

(4) 知事の俸給及び手当は、その在任期間中減ぜられることはない。

第一五九条（知事の宣誓又は約言）

知事及び知事の権能を行使する者は、その就任前、当該州に

関し管轄権を有する高等裁判所裁判長、当該高等裁判所裁判長が不在のときは高等裁判所首席裁判官の立ち会いの下に、次の方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならぬ。

『**私何某は、忠実に（州名）知事の任務を遂行すること（又は知事の権能を行使すること）、最善を尽くして憲法及び法律を維持、擁護及び遵守すること並びに（州名）人民への奉仕とその福祉のため献身することを**^{神の名において誓う。}
厳粛に約言する。』

第一六〇条（一定の非常事態における知事権能の行使）

大統領は、この章で予定していない非常事態の発生した場合に州知事が権能を行使するのに適当と認める規定を制定することができぬ。

第一六一條（一定の場合における知事の赦免権等並びに宣告の停止、軽減及び変更の権限）

州知事は、州の行政権の及ぶ事項に関する法律の違反により有罪とされた者に対し、刑の特赦、執行停止、執行猶予若しくは免除を行い、又は宣告の停止、軽減若しくは変更を行う権限を有する。

第一六二条（州の行政権の範囲）

州の行政権は、この憲法の規定にしたがい、州議会が法律を制定することができる事項に関する権限を含む。

ただし、州議会及び国会が立法権を有する事項に関し、州の行政権は、この憲法又は国会の制定する法律により明らかに連邦又はその機関に与えられる行政権にしたがい、また、これにより制限をうける。

大臣會議

第一六三条（知事を補佐する大臣會議）

(1) 知事がこの憲法により又はこれにもとづいて自己の裁量でその権能行使を補佐し助言するため州総理大臣を長とする大臣會議をおく。

(2) 知事がこの憲法により又はこれにもとづいて自己の裁量で行動することを要する事項か否かに関し、疑義が生じたときは、知事の裁量による決定が確定的なものとし、知事の行為の効力は、知事が自己の裁量で行動すべきであったか否かの理由で審査に付されることはない。

(3) 知事に対し、州大臣が助言を行ったか否かについて、裁判断所で審査されることはない。

第一六四条（大臣に関するその他の規定）

(1) 州総理大臣は、知事が任命し、その他の州大臣は州総理大臣の助言にもとづいて知事が任命する。また、州大臣は知事

の意に反しないかぎりその職を保持する。

ただし、ビハール州、マディヤ・プラデシュ州及びオリッサ州においては、部族の福祉を担当する大臣をおき、その職務の外、指定カースト及び後進階層の福祉その他に関する事務を行わせるものとする。

(2) 大臣會議は、州立法議院に対し連帯して責任を負う。

(3) 州大臣の就任に先立ち、知事は第三付則に規定する方式にしたがい任務遂行と秘密保持に関する宣誓を州大臣に行わせる。

(4) 引き続き六月間州議会で議席を有しない州大臣は、当該期間が経過した日においてその職を失う。

(5) 州大臣の俸給及び手当は、州議会が随時法律で定めるものとし、州議会が決定するまでは、第二付則に規定するところによる。

州法務総裁

第一六五条（州法務総裁）

(1) 州知事は、高等裁判所裁判官に任命される資格を有する者を州法務総裁に任命する。

(2) 州法務総裁は、知事が随時付議し又は委託する法律事項

につき州政府に助言し、その他の法律的性質を有するこれらの任務を遂行し、また、この憲法又はその時において効力を有するその他の法律により又はこれにもとづいて与えられる権能を行使することを任務とする。

(3) 州法務総裁は、知事の意に反しないかぎり、その職を保持し、知事の定める報酬を受ける。

政務の執行

第一六六条（州政府の政務の執行）

(1) 州政府のすべての行政上の行為は、知事の名において行われることを明らかにしなければならない。

(2) 知事の名において制定され又は執行される命令その他の文書は、知事の制定する規則の定める方法で認証されなければならず、当該認証がなされた命令その他の文書の効力は、知事が制定し又は執行したものでないという理由で審査されることはない。

(3) 知事は、州政府の事務処理の便宜のため及びこの憲法により又はこれにもとづいて知事の裁量で行動することを要する政務を除く当該事務を州大臣の間に分配するため規則を定めなければならない。⁽⁶⁰⁾

インド憲法（二）

第一六七条（知事に資料を供すること等に関する州総理大臣の任務）

州総理大臣は、次に掲げる任務を有する。

(a) 州知事に対し州に関する事務の統理及び法律案に関する州大臣会議の決定を通告すること

(b) 州に関する事務の統理及び法律案に関し、知事の求める資料を提供すること

(c) 知事の要求がある場合において、ある大臣が決定し、いまだ州大臣会議により審議されていない事項を州大臣会議に付議すること

第三章 州議会

総則

第一六八条（州議会の組織）

(1) 各州に議会をおく。議会は、知事並びに

(a) アンドラ・プラデシュ州、ビハール州、タミール・ナドゥ州、マハラシュトラ州、カルナタカ州及びウッタル・プラデシュ州にあたっては両議院⁽⁶¹⁾

(b) その他の州にあつては一議院で構成する。

(2) 州議会が二院制である場合には、一の議院を州立法参事院、他の議院を州立法議院とし、一院制である場合には、州立法議院とする。

第一六九条(州立法参事院の廃止又は創設)

(1) 第一六八条の規定にかかわらず、州立法議院がその総議員の過半数であつて、かつ、出席して投票する議員の三分の二以上の多数でもつて、二院制をとっている州の立法参事院を廃止する決議をしたとき又は一院制をとっている州に立法参事院を設置する決議をしたときには、国会はその旨の法律を制定することができる。

(2) (1)項の規定による法律は、当該法律の規定が効力を有するのに必要なこの憲法の改正と同一の効力を有する規定を含むものとし、また、国会が必要と認める補足的、付随的、結果的規定を含むことができる。

(3) 第三六八条の規定の適用については、前項に規定する法律は、この憲法の改正でないものとみなす。

第一七〇条(立法議院の構成)⁽⁶²⁾

(1) 第三三三条に規定する場合を除き、各州の立法議院は、当該州の地域的選挙区から直接選挙で選ばれた五〇〇人未満六〇人以上の議員で構成する。

(2) (1)項の定めるところにより、州の各選挙区の人口とその選挙区に割り当てられた議席数との割合は、できるかぎり州を通じて均等となるような方法で地域的選挙区に区分されなければならない。

〔原注〕 本条において、『人口』とは、関連数字が公表されている直近の人口調査により確定された人口を意味する。

ただし、関連数字が公表されている直近の人口調査という本項は、西暦二〇〇〇年後最初に行われる人口調査で関連数字が公表されるまで、一九七一年人口調査の参照と解釈される。⁽⁶³⁾

(3) 人口調査が完了することに、各州立法議院の全議席数及び地域的選挙区への各州の区分は、国会が法律で定める機関及び方式にしたがつて再調整されなければならない。

ただし、当該再調整は、そのときに在任している州立法議院が解散されるまでその議員定数に影響を及ぼすものではない。

さらに、当該調整は、大統領が命令により特定する日以降効力を生じ、また、当該調整が効力を生じるまで州立法議院のいかなる選挙も当該再調整前に存在する地域的選挙区にもついで行われなければならない。

また、さらに、西暦二〇〇〇年後にはじめて行われる人口調

査で関連数字が公表されるまでこの項にもとづく州立法議院の議席総数及び各州の地域的選挙区への区分は、再調整する必要がない。⁽⁶⁴⁾

第七十一条（立法参事院の構成）

(1) 州立法参事院における議員総数は、当該州の立法議院の議員総数の三分の一をこえてはならない。

ただし、州立法参事院の議員総数は、いかなる場合においても四〇人未満であってはならない。

(2) 国会が法律で別段の規定を設けないかぎり、州立法参事院の構成は、この条(3)項の定めるところによる。

(3) 州立法参事院の総議員のうち、

(a) できるかぎりその三分の一は、市、郡その他国会が法律で定める地方機関の構成員からなる選挙人が選挙し、

(b) できるかぎりその十二分の一は、当該州に居住するものであって、インド領内の大学を卒業した後少なくとも三年を経過したものの又は国会が制定する法律により若しくはこれにもとづいて当該大学の卒業者が有する資格と同等とされる資格を少なくとも三年間保有するものからなる選挙人が選挙し、

(c) できるかぎりその十二分の一は、国会が制定する法律

インド憲法(11)

により又はこれにもとづいて定める州内の教育機関であつて、中等学校の標準以上のものにおいて少なくとも三年以上教育に従事してきた者からなる選挙人が選挙し、

(d) できるかぎりその三分の一は、州立法議院の議員が州立法議院の議員でないものの中から選挙する。

(e) その他の者は、(5)の規定にしたがつて知事が任命する。

(4) (3)項(a)号、(b)号及び(c)号にもとづいて選挙される議員は、国会が制定する法律により又はこれにもとづいて定められる地域的選挙区において選挙し、当該各号及び同項(d)号にもとづく選挙は単記移譲方式による比例代表制にしたがつて行う。

(5) この条(3)項(e)号にもとづいて知事が指名する議員は、次に掲げる事項に関し特別の知識又は実際の経験を有する者をもつて充てる。

文学、科学、芸術、共同組合運動又は社会事業

第七十二条（州議会の期間）

(1) 各州の立法議院は、解散される場合を除き、最初の開会指定日から五年の期間継続し、五年の期間が経過したときは、解散の効果を生ずる。⁽⁶⁶⁾

ただし、当該期間は非常事態の布告の施行中は、国会が法律で一回につき一年をこえない限度において延長することができる

二六七 (一一四七)

る。ただし、いかなる場合においても、その布告が効力を失った後六月以上にわたって延長することはできない。

(2) 州立法参事院は、解散されない。ただし、できるかぎりその三分の一は、国会が法律で定めるところにしたがい、二年の期間が経過することによって退職するものとする。

第一七三条 (州議会の議員の資格)

次に掲げる条件に該当する者でなければ、州議会の議員として選挙される資格を有しない。

(a) インド公民であり、当該目的のため選挙委員会によって権限を与えられた人の前で第三付則で定められた形式にしたがい宣誓又は約言を行い署名した者であること⁽⁶⁷⁾

(b) 州立法議院にあっては二五歳以上、州立法参事院にあっては三〇歳以上であること

(c) 国会の制定する法律により又はこれにもとづいて定められるその他の資格を有すること

第一七四条 (州議会の会期、停会及び解散)⁽⁶⁸⁾

(1) 知事は、随時適当と認めるとき及び場所⁽⁶⁸⁾に州議会の議院又は両議院を招集する。ただし、一会期の最終日と次の会期の初日として指定する日との間隔は六月をこえてはならない。

(2) 知事は、随時、

(a) 議院又は両議院の停会を命じ、

(b) 州立法議院を解散することができる。

第一七五条 (州議会における知事の演説及び教書送付権)

(1) 知事は、州立法議院又は二院制をとっている州の州議会のいずれかの議院若しくは両議院の合同会議で演説することができる。そのために議員の出席を要求することができる。

(2) 知事は、州議会において現に審議中の法案その他の案件に関し、州議会の一議院又は両議院に教書を送ることができる。教書を受け取った議院は、当該教書によって審議を求められた事項をすみやかに審議しなければならない。

第一七六条 (知事の特別演説)

(1) 州立法議院の各総選挙後⁽⁶⁹⁾はじめての会期及び各年の初めての会期の開始にさいし、知事は、州立法議院又は二院制をとっている州にあっては両議院の合同会議において演説を行い、議院招集の理由を告知する。

(2) 当該演説において言及された事項を討議するための時間の割当に関しては、一議院又は両議院の各議事規則で定めなければならない。

第一七七条 (州議会に関する州大臣及び州法務総裁の権利)

各州大臣及び州法務総裁は、発言その他の方法により州立法

議院若しくは二院制をとっている州にあっては両議院の議事は自己が委員に指名されている議会委員会の議事に参加する権利を有する。ただし、この条により投票する権利を与えられるものではない。

州議会の役員

第一七八条（立法議院の議長及び副議長）

各州立法議院は、できるかぎりすみやかに、その議員の中から議長一人及び副議長一人を選挙し、議長又は副議長が欠けたときは、さらに議長又は副議長を選挙する。

第一七九条（立法議院の議長及び副議長の欠員、辞任及び解任）

州立法議院の議長又は副議長の職に在る者は、

(a) 州立法議院の議席を失うときには、その議席を失う。

(b) いつでも、議長にあっては副議長宛、副議長にあっては議長宛の自筆の文書で申し出ることによって辞任することができる。

(c) 州立法議院の在席議員の過半数で採択された決議により解任される。

ただし、(c)号の規定による決議は少なくとも一四日前に予告

するのでなければ発議することはできない。

さらに、州立法議院が解散されたときは、議長は解散後州立法議院のはじめの会議のある直前までその職を空席にしてはならない。

第一八〇条（立法議院副議長の権限及び議長代理たる者又は議長の職務を行う者の権限）

(1) 議長が欠けたとき、議長の職務は副議長が行い、副議長もまた欠けているときは、議長の職務は知事がそのために指名する州立法議院の議員が行う。

(2) 州立法議院の閉会中議長が欠席しているときは副議長が、副議長も欠席しているときは州立法議院の議事規則により決定される議員が、また、この者も出席していないときは、州立法議院の決定する他の議員が議長として行動する。

第一八一条（解任決議案上程中の議長又は副議長による会議の司会）

(1) 州立法議院の閉会中において、議長解任の決議案が審議されているときは議長、また、副議長解任の決議案が審議されているときは副議長は、出席していても会議を司会しない。この場合においては、議長又は副議長が欠席している場合と同様に第一八〇条(2)項の規定を適用する。

(2) 議長は、議長解任の決議案が州立法議院において審議されているときは、発言その他の方法で議事に参加する権利を有し、かつ、第一八九条の規定にかかわらず、審議中の当該決議案その他の議事について第一回にかぎり投票することができる。ただし、可否同数の場合は投票することができない。

第一八二条 (立法参事院の議長及び副議長)

二院制をとっている州の立法参事院は、できるだけすみやかに、立法参事院の議員の中から議長一人及び副議長一人を選挙し、議長又は副議長が欠けたときには、さらに、議長又は副議長を選挙する。

第一八三条 (立法参事院の議長又は副議長の欠員、辞任及び解任)

州立法参事院の議長又は副議長の職にある議員は、

(a) 州立法参事院の議席を失うときは、その職を失う。

(b) いつでも、議長にあっては副議長宛、副議長にあっては議長宛の自筆の文書をもって申し出ることによって辞任することができ。

(c) 州立法参事院の在席議員の過半数により採択される決議により解任される。

ただし、(c)号の規定による決議案は、少なくとも一四日前に

予告するの でなければ 発議できない。

第一八四条 (立法参事院副議長の権限、議長代理たる者又は議長の職務を行う者の権限)

(1) 議長が欠けたときは、議長の職務は副議長が行い、副議長も欠けているときは、議長の職務は、知事がそのために任命する州立法参事院議員が行う。

(2) 州立法参事院開会中議長が欠席しているときは副議長が、副議長も欠席しているときは州立法参事院規則により決定される議員が、また、この者も出席していないときは州立法参事院の決定する他の議員が議長として行動する。

第一八五条 (解任決議案上程中の議長又は副議長による会議の司会)

(1) 州立法参事院の開会中において、議長解任の決議案が審議されているときは議長、また、副議長解任の決議案が審議されているときは副議長は、出席していても会議を司会しない。

この場合においては、議長又は副議長が欠席している場合と同様に、第一八四条(2)項の規定を適用する。

(2) 議長は、議長解任の決議案が州立法参事院において審議されているときは、発言その他の方法で議事に参加する権利を有し、かつ第一八九条の規定にかかわらず、審議中の当該決議

案その他の議事について第一回にかぎり投票することができる。ただし、可否当数の場合には投票することができない。

第一八六条（立法議院議長及び副議長並びに立法参事院議長及び副議長の俸給及び手当）

州立法議院の議長及び副議長並びに州立法参事院の議長及び副議長は、州議会が法律でそれぞれ定める俸給及び手当を受けるものとし、それについての規定が設けられるまでは、第二付則に規定する俸給及び手当を受けるものとする。

第一八七条（州議会事務局）

(1) 州議会の一議院又は両議院に、それぞれ事務局をおく。ただし、この項の規定は、二院制をとっている州において両議院に共通の職を設置することを妨げるものと解釈してはならない。

(2) 州議会は、法律で州議会の一議院又は両議院の事務局職員の任用及び服務条件を規制することができる。

(3) (2)項の規定にもとづく規定が州議会により制定されるまで、知事は州立法議院議長又は州立法参事院議長と協議した後、州立法議院又は州立法参事院の事務局職員の任用及び服務条件を規制する規則を制定する。当該規則は(2)項の規定にもとづいて制定される法律の規定の制限内において効力を有する。

議院の事務の処理

第一八八条（議員の宣誓又は約言）

州立法議院又は州立法参事院の議員は、議席を占めるに先立ち、知事又は知事の任命する者の前で第三付則に規定する方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。

第一八九条（議院における投票、欠員ある場合の議院の権限及び定足数）

(1) この憲法に別段の定めのあるものを除き、州議会議院の会議におけるすべての問題は、議長又は議長として行動する者を除き、出席しかつ投票する議員の過半数で決定する。

議長又は議長として行動する者は、第一回においては投票することができないが、可否同数のときには、決裁権を有し、これを行使しなければならない。

(2) 州議会議院は、議院に欠員があっても行動する権限を有し、かつ、州議会における議事は、資格のない者が出席、投票その他の方法により議事に参加していたことが後になって判明した場合においても有効とする。

(3) 州議会が別段の定めをするまでは、州議会の議院の定足数は、一〇名又は総議員の十分の一のいずれが多いほうによる。

(4) 州立法議院又は州立法参事院の会議中定足数を欠くときは、当該議院の議長又は議長として行動する者は、延会するか又は定足数にたつするまで会議を中止しなければならない。

議員の失格

第一九〇条 (議席の欠員)

(1) 何人も州議会の両議院の議員をかねることはできず、州議会の両議院の議員に選挙された者が、いずれかの議員となることよつて生ずる空席については、州議会が法律で定める。

(2) 何人も第一付則に規定する二以上の州の州議会議員をかねることはできず、二以上の州の州議会議員に選挙された者がある場合においては、この者があらかじめ一以外の議席を辞任しないかぎり、大統領が制定する規則に定める期間が経過した日においてすべての州議会での議席を失う。

(3) 州議会の議員は、次の場合にその議席を失う。

(a) 第一九一条(1)項に規定する欠格事由のいずれかに該当するとき、又は、

(b) 州立法議院議長若しくは州立法参事院議長宛ての自筆の文書をもつて申し出、州立法議院議長若しくは州立法参事院議長により承認されたとき⁽⁷⁾

ただし、(b)号で定める辞任の場合には、州立法議院議長又は州立法参事院議長は、知りえたことから又は適当と認める調査を行った後、当該辞職が自発的なもの又は真意にいてたものではないとの心証をえたときには、当該辞職を認めてはならない。⁽⁷⁾

(4) 州議会の議員が六〇日間、当該議院の許可を受けずにすべての会議を欠席したときは、当該議院はその議席の喪失を宣告することができる。

ただし、当該六〇日の算定にあたっては、当該議院が引き続き四日以上停会し、又は休会したときは、その期間は算入しない。

第一九一条 (議員の失格)

(1) 次の各号の一に該当する者は、州立法議院又は州立法参事院の議員に選挙され、又は議員であることができない。

(a) インド政府又は第一付則に規定する州政府の下に、州議会が法律で欠格とならない旨定めた職以外の報酬を伴う職に在る者

(b) 精神耗弱者であつて、権限ある裁判所でその旨を宣告された者

(c) 破産者であつて、復権しない者

(d) インド公民でない者、自らの意思で外国の公民権を取

得した者又は外国に対する忠誠若しくは帰依を承認した者
(e) 国会の定める法律により又はこれにもとづいて失格となつた者

(2) 何人も連邦又は第一付則で定める州の大臣であるという理由だけで、この条にいうインド政府又は州政府の職に在る者とはみなされない。

第一九二条 (議員の失格に関する疑義の決定)⁽⁷³⁾

(1) 州議会の議員が第一九一条(1)項に規定する欠格事由にあつてはまるか否かに関して疑義を生じたときは、当該疑義は知事の裁決に付され、その裁決によって決定される。

(2) 前項の疑義を決定するにあつて、知事は選挙委員会の意見を聞き、その意見にしたがつて措置しなければならない。

第一九三条 (第一八八条の規定による宣誓若しくは約言を行わない者又は欠格者若しくは失格者である者が議事に加わり、投票した場合の処罰)

州立法議院又は州立法参事院の議員として議事に参加し又は投票した者が第一八八条の規定にしたがつて宣誓若しくは約言を行っていないとき、又は議員の資格がないこと、欠格者であること若しくは国会若しくは州議会の制定する法律の規定により議事に参加し若しくは投票することが禁ぜられていることを

知つているときには、この者は議事に参加し又は投票した一日につき五〇〇ルピーの罰金を連邦に対する債務として支払わなければならない。

州議会及び議員の権限、特権及び免責

第一九四条 (州議会の議院、議員及び委員会の権限及び特権等)

(1) この憲法の規定並びに州議会の議事手続を定める規則及び議事規程の制限内において、州議会における発言は自由である。

(2) 州議會議員は、議院又はその委員会における発言又は投票に関して裁判所で審査されることはない。また、何人も州議會議院の権限による、又はこれにもとづく報告、文書、投票又は議事についての出版に関しても審査されることはない。

(3) 前二項に規定するものの外、州議會議院、議員及び委員会の権限、特権及び免責については州議会が随時法律で定めるところによるものとし、当該規定が設けられるまでは、一九七八年憲法(第四四次改正)法第二六節施行直前に議院、その議員及び委員会の有していたものとする。⁽⁷⁴⁾

(4) (1)項、(2)項及び(3)項の規定は、州議会の議員に関して適

用されると同様に、この憲法により州議会の議院又はその委員会において発言その他の方法により議事に参加する権利を有する者に関しても適用する。

第一九五条（議員の俸給及び手当）

州立法議院及び州立法参事院の議員は、州議会が随時法律で定める俸給及び手当を受ける権利を有し、これに関する規定が設けられるまでは、この憲法施行直前、当該州に対応する旧州の立法議院の議員に適用されていた率及び条件による俸給及び手当を受ける。

立法手続

第一九六条（法案の先議及び可決に関する規定）

(1) 法案は、金銭法案その他の財政法案に関する第一九八条及び第二〇七条に規定する場合を除き、二院制をとっている州議会においては、そのいずれの議院においても先議することができる。

(2) 二院制をとっている州議会に提出する法案は、第一九七条及び第一九八条に規定する場合を除き、無修正たると両議院が同意を与える修正付たるとを問わず、両議院がこれに同意を与えないかぎり、州議会の両議院が可決したものとみなされ

ない。

(3) 州議会において審議中の法案は、一議院又は両議院の停会によって廃案となることはない。

(4) 州立法議院を通過していない法案であって、州立法参事院において審議中のものは、州立法議院の解散によって廃案となることはない。

(5) 州立法議院において審議中の法案又は州立法議院によって可決し、州立法参事院において審議中の法案は、州立法議院の解散によって廃案となる。

第一九七条（金銭法案以外の法案に関する立法参事院の権限の制限）

(1) 二院制をとっている州において法案が州立法議院において可決され、州立法参事院に送付された場合において、

(a) 当該法案が州立法参事院で否決され、

(b) 当該法案が州立法参事院に上程された日から可決されることなく三月を経過し、又は、

(c) 州立法参事院が修正を付して可決し、州立法議院がその修正に同意しないときは、

州立法議院は、その手続を規制する規則の制限内において、当該法案を州立法参事院が提示し、又は支持する修正を付し、

又は付さないで、同一会期又は次の会期において再可決し、州立法参事院に送付することができる。

(2) 州立法議院が法案を再可決し、州立法参事院に送付した場合において、

- (a) 当該法案が州立法参事院によって否決され、
- (b) 当該法案が州立法参事院に上程された日から可決されることなく一月以上を経過し、又は
- (c) 州立法参事院が修正を付して可決し、州立法議院がその修正に同意しないときは、

当該法案は、再可決のときの法案が州立法議院のなし、又は提示した修正であつて、州立法議院が同意したものを含むものであるときは、それを含めた形式で、州立法議院が再可決した際の形式において、州議會の両議院によって可決されたものとみなす。

(3) この条は、金銭法案には適用しない。

第一九八条（金銭法案に関する特別手続）

- (1) 金銭法案は、州立法参事院において先議してはならない。
- (2) 金銭法案は、二院制をとっている州議會の州立法議院が可決した後、立法参事院の勧告を得るため立法参事院に送付する。立法参事院は、当該法案を受け取った日から一四日以内に

その勧告を付して立法議院に回付しなければならない。立法議院は立法参事院の勧告の全部又は一部を受諾し又は拒否することができる。

(3) 立法議院が立法参事院の勧告を受諾したときは、金銭法案は立法参事院が勧告し、立法議院が受諾した修正を付して両議院が可決したものとみなす。

(4) 立法議院が立法参事院の勧告を受諾しないときは、金銭法案は立法参事院が勧告した修正を含まず立法議院が可決した形式において両議院が可決したものとみなす。

(5) 立法議院が可決し、立法参事院に勧告を求めて送付した金銭法案が(2)項に規定する一四日以内に立法議院に回付されないときは、当該金銭法案は当該期間が経過した日において、立法議院が可決した形式で両議院が可決したものとみなす。

第一九九条（金銭法案の定義）

- (1) 法案が次に掲げる事項の全部又は一部を取り扱う規定のみを含むとき、当該法案は、この章にいう金銭法案とみなす。
 - (a) 租税の賦課、廃止、軽減、変更又は規制
 - (b) 州による借入金若しくは保証供与の規則又は州が負い若しくは負うべき財政負担に関する法律の改正
 - (c) 州統合基金若しくは州非常基金の管理、それら基金へ

の金銭の払込又はそれら基金からの金銭の引き出し

(d) 州統合基金からの金銭の支出の承認

(e) ある支出を州統合基金の負担すべき支出となる旨を定め、又はその支出額を増加すること

(f) 州統合基金若しくは州公金勘定のための金銭の出納又はその管理若しくは支払い

(g) (a)号から(f)号までに掲げる事項に付随する事項

(2) 罰金若しくは料金の課徴若しくは手数料の要求若しくは支払いを規定し、又は地方機関若しくは地方団体による租税の賦課、廃止、軽減、変更若しくは規制に関して規定する法案は、それだけを理由として金銭法案とみなされることはない。

(3) 二院制をとっている州議会に上程された法案が金銭法案か否かについて疑義を生じたときは、当該州立法議院議長の裁決により確定する。

(4) 第一九八条の規定により、金銭法案を立法参事院に送付する場合及び第二〇〇条の規定により、認証を得るため知事に提出する場合には、当該法案はそれが金銭法案であることを証する立法議院議長の署名した証明書により認証しなければならぬ。

第二〇〇条 (法案の認証)

法案は、州立法議院又は二院制をとっている州にあっては両議院が可決したときには、知事に提出され、知事はこれに対して認証するか否かを宣言し、又は大統領の考慮を求めするために留保する旨を宣言する。

ただし、知事は、それが金銭法案でない場合には、その法案又はその法案中の特定の条項につき教書を付して、できるかぎりすみやかに州議会の議院又は両議院に返付して再審議を求め、特に知事が教書において勧告した修正の審議を求めることができ。返付を受けた州議会の議院又は両議院は、これを再審議すべきものとし、議院又は両議院が修正を付し又は付さないで再可決した上知事に提示したときは、知事は認証を留保することができない。

さらに、知事は、ある法案が法律となったときは、この憲法により定められる高等裁判所の地位を危うくし、その権限を冒すと認めるときは、これを認証せず、大統領の考慮を求めため留保しなければならない。

第二〇一条 (考慮のために留保される法案)

知事が法案につき大統領の考慮を求めたときは、大統領はその法案を認証するか否かを宣言する。

ただし、大統領は法案が金銭法案でない場合には、知事に對

し第二〇〇条第一ただし書の規定による教書を付したうえ、州議会の議院又は二院制をとっている州では両議院に返付するよう指令することができる。返付を受けた州議会の議院又は両議院は、当該教書を受け取った日から六月以内に再審議を行い、修正し又は修正しないでこれを再可決したうえ更に大統領の考慮を求めなければならない。

財政事項に関する手続

第二〇二条（年次財政説明書）

(1) 知事は、各財政年度ごとに、この編において『年次財政説明書』とよぶ当該年度の州収支予算の説明書を州議会の議院又は両議院に提出させなければならない。

(2) 年次財政説明書に計上される収支予算は、

(a) この憲法が州統合基金の負担となるべき支出として規定している支出に充当する額及び

(b) その他の支出であつて州統合基金から支出さるべきことが提案されているものに充当する額

にわけて記載し、かつ、収入勘定についての支出とその他の支出とを区別しなければならない。

(3) 次に掲げる支出は、州統合基金の負担となるべき支出と

インド憲法（二）

する。

(a) 知事の俸給及び手当並びに知事の職務に関するその他の手当

(b) 州立法議院の議長及び副議長の俸給及び手当、立法参事院を有する州においてはその議長及び副議長の俸給及び手当

(c) 州が支払いの義務を有する利子、減債基金及び償還費並びに起債、役務及び債務償還に関するその他の支出を含む債務

(d) 高等裁判所裁判官の俸給及び手当に関する支出

(e) 裁判所又は仲裁裁判所の判決、決定又は裁定を履行するに必要な額

(f) この憲法又は州議会の制定する法律により統合基金の負担すべきものとされるその他の支出

第二〇三条（予算に関する州議会の手続）

(1) 予算のうち州統合基金の負担となるべき支出に関するものは、立法議院の票決に付さない。ただし、この項の規定は州議会が当該予算を審議することを妨げるものと解釈してはならない。

(2) 予算のうち前項に規定する支出以外の支出に関するもの

は、立法議院に交付金要求書の形で提出し、立法議院はこれを承認若しくは拒否し又は減額を条件として承認する権限を有する。

(3) 交付金の要求は、知事の勧告にもとづく場合の外は行つてはならない。

第二〇四条 (支出承認法案)

(1) 立法議院が第二〇三条の規定にもとつき交付金の承認をした後、できるかぎりすみやかに次に掲げるものに充当するために必要な金額を州統合基金から支出することを規定した法案を提出しなければならない。

(a) 立法議院が承認した交付金額

(b) 州統合基金の負担となるべき支出であつて、さきに州議会の議院又は両議院に提出された年次財政説明書に計上された金額を超えないもの

(2) 前項の法案に対して、その交付金の額若しくはその目的又は州統合基金の負担となるべき支払い金額を変更する修正案は、州議会の議院又は両議院に発議することができない。この項の規定により修正案の発議ができるか否かにつき疑義があるときは、議長職にあるものが決定する。

(3) 第二〇五条及び第二〇六条に規定する場合を除き、この

条の規定にしたがつて可決された法律により行われる支出承認にもとづくのでなければ、州統合基金から金銭を引きだすことはできない。

第二〇五条 (補正、追加又は超過のための交付金)

(1) 知事は、

(a) 第二〇四条の規定にもとづく法律により当該財政年度の特別役務のために支出することを認められた金額が、当該年度の需要に対して不十分であることが明らかになつたとき、若しくは当該財政年度において当該年度の年次財政説明書で予見されていなかった新役務に充てるため支出を補足し、追加する必要が生じたとき、又は、

(b) ある役務のために一財政年度内に要した金額が当該年度及び当該年度に対して交付された金額を超えないときは、場合に依り、当該支出の予算金額を明示した別の説明書を州議会の議院若しくは両議院に提出させ又は当該超過額に対する要求書を州立法議院に提出させなければならない。

(2) 第二〇二条、第二〇三条及び第二〇四条の規定は、前項に規定する説明書、支出、要求書及び当該支出又は交付金に充てるため州統合基金から金銭を支出することを認める法律に関し、年次財政説明書、当該説明書に記載された支出、交付金要求

書及びその支出又は交付金に充てるため州統合基金から金銭を支出することを認める法律に関して有するのと同様の効力を有する。

第二〇六条（勘定に対する投票、貸付及び特別交付金に対する投票）

(1) この章の前条までの規定にかかわらず、州立法議院は次の権限を有する。

(a) 財政年度中のある期間の支出予算に関し、交付金の票決に関する第二〇三条の規定による手続及び当該支出に関する第二〇四条の規定による法律の制定手続が完了する以前において予め交付金を承認すること

(b) 役務の規模又はその不明確な性質のため、要求が年次財政説明書に用いられる通常の細目で記載することができない場合において、州財源に関する予見しなかつた要求に充てるため交付金を承認すること

(c) 財政年度の通常の役務の一部をなさない例外的交付金を承認すること

かつ、州議會は法律で当該交付金の承認を行った目的のために州統合基金から金銭の支払いをすることを承認する権限を有する。

インド憲法 (二)

(2) 第二〇三条及び第二〇四条の規定は、(1)項にもとづく交付金の承認及び同項にもとづく制定された法律に関し、年次財政説明書に記載される支出にかかる交付金の承認及び当該支出に充当するため州統合基金から金銭を支出することを承認する法律に関して有するのと同様の効力を有する。

第二〇七条（財政法案に関する特別規定）

(1) 第一九九条(1)項(a)号から(f)号まで掲げる事項について定める法案又は修正案は、知事の勧告にもとづく場合の外は提出又は発議してはならず、かつ、立法参事院で先議してはならない。

ただし、租税の軽減又は廃止を規定する修正案の発議には、この項で定める勧告を必要としない。

(2) 罰金若しくは料金の課徴若しくは許可料若しくは手数料の要求若しくは支払いを規定し、又は地方機関若しくは地方団体による租税の賦課、廃止、軽減、変更若しくは規制に関して規定する法案又は修正案は、そのみを理由として前項に規定する法案又は修正案とみなされることはない。

(3) 制定、施行されている場合において、州統合基金から支出を要することとなる法案は、知事がその審議を勧告しないかぎり、州議會の議院によって可決されてはならない。

一般手続

第二〇八条 (手続規則)

(1) 州議会の議院は、この憲法の規定の制限内において、その手続、院務の処理に関する規則を制定することができる。

(2) (1)項の規定により規則が制定されるまでは、当該州に対応する旧州の議会に關し、この憲法施行直前効力を有する手続規則及び議事規程が、州立法議院議長又は州立法参事院議長の定める統替をして、随時当該州議会上に適用されるものとする。

(3) 立法参事院を有する州の知事は、立法議院及び立法参事院の議長と協議した後、両議院間の連絡に關する手続についての規則を制定することができる。

第二〇九条 (財政に關する州議会の手続の法律による規制)

州議會は、財政事務をすみやかに処理するため、法律で財政に關する事項又は州統合基金からの金銭支出についての法案に關し、州議会の議院又は両議院の手続及び事務の処理を規制することができる。この場合において、当該法律の規定が第二〇八条(1)項の規定により、州議會が定める規則又は同条(2)項の規定により州議会上に關して効力を有する規則若しくは議事規程と抵触するときは、この条にもとづく法律の規定が優先する。

第二一〇条 (州議会上において使用する言語)

(1) 第一七編の規定にかかわらず、第三四八条の規定の制限内において、州議会の事務は州の公用語又はヒンディー語若しくは英語によって処理しなければならない。

ただし、立法議院議長若しくは立法参事院議長又は議長として行動する者は、本文に規定する言語では適当に表現できない議員に対して、その母語で述べることが許可することができる。

(2) 州議會が法律で別段の規定を設けないかぎり、この憲法施行後一五年が経過した後においては、「若しくは英語」とある文言は省略するものとする。

ただし、ヒマカル・プラデシュ州、マニプール州、メガラヤ州及びトリプラ州の議会上に關しては、この項の「一五年」という文言は、⁽⁷³⁾「二五年」という文言に置き換えられたものとして効力を有する。

第二一一条 (州議会の討議に対する制限)

最高裁判所裁判官又は高等裁判所裁判官がその任務の遂行のためになす行為に關しては、州議会上において討議してはならない。

第二一二条 (裁判所による州議会の議事の審査についての無権限)

(1) 州議会上における議事の効力は、手続上の瑕疵を理由に審

査されることはない。

(2) この憲法により又はこの憲法にもとづいて州議会における手続若しくは事務処理を規制し又は秩序を維持する権限を与えられた州議会の役員又は議員は、その権限の行使に関し、裁判所の管轄権に服することはない。

第四章 知事の立法権

第二二三条（州議会閉会中命令を公布する知事の権限）

(1) 州立法議院の開会中又は二院制をとっている州にあっては両議院の開会中を除き、知事は何時でもすみやかに措置する必要のある事態が存在すると認めるときは、当該事態に対処するため必要と考えられる命令を公布することができる。

ただし、次の各号の一に該当するときは、知事は大統領の訓令なくしては命令を発することができない。

- (a) 当該事項を含む法案を州議会に提案するには、この憲法にもとづいて大統領の事前の許可を要するとき、
- (b) 知事が当該事項を含む法案を大統領の考慮を求めらるるため留保するだろうとみなされるとき、又は
- (c) 当該事項を含む州議会の制定法が大統領の考慮を求めらるるために留保されたのち、その承認が与えられない場合に

インド憲法（二）

は、この憲法の規定にもとづいて無効となる。

(2) この条にもとづいて公布される命令は、知事が承認した州議会の制定法と同一の効力を有する。ただし、すべて命令は、

- (a) 州立法議院又は二院制をとっている州にあっては両議院に提出されなければならないが、かつ、州議会が再開した日から六週間が経過したとき、又は当該期間経過前に当該命令を否決する決議が立法議院により可決されたとき若しくは二院制をとっている州において立法議院が当該決議を可決し、立法参事院がこれに同意したときは、その同意をしたときに効力を失い、また、

(b) 知事が随時廃止することができる。

〔原注〕 二院制をとっている州において両議院が異なった日に再開するよう招集されたときには、この項でいう六週間は、後に再開された日から起算する。

(3) この条にもとづく命令が州議会の制定法として知事の承認を得て立法化されるものとした場合において、当該法律が無効であるべき事項を規定するときは、そのかぎりにおいて当該命令は無効とする。

ただし、共通管轄事項表に掲げる事項に関する国会制定法又は現行法と抵触する州議会制定法の効力に関するこの憲法の規

定の適用については、大統領の訓令にしたがい、この条の規定にもとづいて公布される命令は、大統領の考慮を求めするために留保され、その承認を与えられ成立した州議会制定法とみなす。⁽⁷⁶⁾

第五章 州高等裁判所

第二十四条 (州高等裁判所)

各州に高等裁判所をおく。⁽⁷⁷⁾

第二十五条 (記録裁判所としての高等裁判所)

高等裁判所は記録裁判所とし、裁判所侮辱の処罰権を含む記録裁判所としてのすべての権限を有する。

第二十六条 (高等裁判所の構成)

高等裁判所は、裁判所長及び大統領が随時必要に応じて任命するその他の裁判官で構成する。⁽⁷⁸⁾

第二十七条 (高等裁判所裁判官の任命及び条件)

(1) 高等裁判所は、大統領がインド最高裁判所長及びその州の知事と協議した後、かつ、高等裁判所長以外の裁判官を任命する場合には当該裁判所長と協議した後、いづれも大統領の署名捺印した辞令をもって任命し、補佐裁判官又は臨時代理裁判官の場合は、第二二四条の定める期間、その他の場合には六二

歳に達するまでその職に在る。⁽⁷⁹⁾

ただし、

- (a) 高等裁判所裁判官は、大統領宛の自筆の文書で申し出ることにより辞任することができる。
- (b) 高等裁判所裁判官は、最高裁判所裁判官の解任に関する第二二四条(4)項に規定する方法によって大統領が解任する。
- (c) 高等裁判所裁判官の職は、大統領が裁判官を最高裁判所の裁判官に任命し、又はインド領内の他の高等裁判所へ転任させることによって欠員となる。

(2) インド公民であり、かつ、次に掲げる条件の一をみたす者でなければ、高等裁判所裁判官に任命される資格を有しない。

- (a) インド領内において少なくとも一〇年間司法官の職に在った者又は
- (b) 少なくとも一〇年間一つの高等裁判所若しくは引き続

き二以上の高等裁判所の弁護士であった者。⁽⁸⁰⁾

〔原注〕 この項の規定の適用にあたっては、

(a) インド領内において司法官の職に在った期間の算定にあたっては、その者が司法官となった後、高等裁判所の弁護士、審判所審査官又は特別の法律知識を必要とする連邦若しくは州

の官職に就いていた期間を含むものとする。⁽⁸⁷⁾

(aa) 高等裁判所の弁護士に在った期間の算定にあたっては、その者が弁護士となった後、司法官、審判所審査官又は特別の法律知識を必要とする連邦若しくは州の官職に就いていた期間を含むものとする。⁽⁸²⁾

(b) インド領内において司法官の職にあり、又は高等裁判所の弁護士であった期間の算定にあたっては、一九三五年インド統治法の規定により一九四七年八月一五日以前にインド領であった地域において司法官の職にあり、又は高等裁判所の弁護士であった期間であつて、この憲法施行前のものを含むものとする。

(3) 高等裁判所裁判官の年令に関して疑義が生じたときには、その疑義は、インド最高裁判所長官と協議した後、大統領が決定するものとし、その決定を争うことはできない。⁽⁸³⁾

第二一八条（最高裁判所に関する一定の規定の高等裁判所への適用）

第二二四条(4)項及び(5)項の規定は、高等裁判所についても適用し、この場合において、最高裁判所とあるのは高等裁判所と読み替えるものとする。

第二一九条（高等裁判所裁判官の宣誓又は約言）

インド憲法 (一)

高等裁判所裁判官に任命された者は、就任に先立ち、知事又は知事が指名する者の前で第三付則に定める方式により宣誓又は約言を行い署名しなければならない。

第二二〇条（高等裁判所常勤裁判官の職にあつた者の弁護士業務の禁止）⁽⁸⁴⁾

この憲法施行後高等裁判所の常勤裁判官の職に在つた者は、最高裁判所及びその他の高等裁判所を除き、インド領内における裁判所又は機関において弁護士として働くことはできない。

〔原注〕 この条において『高等裁判所』とは、一九五六年憲法（第七次改正）法施行前にあつた第一付則B編で定められた州の高等裁判所を含まない。

第二二一条（高等裁判所裁判官の俸給等）

(1) 高等裁判所裁判官は、第二付則で定める俸給を受ける。

(2) 高等裁判所裁判官は、国会の制定する法律により、又はこれにもとづいて随時定められる手当並びに休暇及び年金に関する権利を有し、当該規定が設けられるまでは、第二付則で定める手当及び権利を有する。

ただし、高等裁判所裁判官の手当並びに休暇及び年金に関する権利は、裁判官の任命後その者の不利益となるよう変更することはできない。

第二二二条 (高等裁判所裁判官の転任)

(1) 大統領は、最高裁判所長官と協議した後、高等裁判所裁判官を他の高等裁判所⁽⁸⁵⁾へ転任させることができる。

(2) 高等裁判所裁判官が転任したときは、一九六三年憲法(第五次改正) 法施行後、その者が他の高等裁判所裁判官として勤務する期間中、その俸給の外、国会が法律で定める補償手当を受ける権利を有する。当該規定が設けられるまでは、当該補償手当は大統領が命令で定める。⁽⁸⁶⁾

第二二三条 (高等裁判所長代理の任命)

高等裁判所長が欠け、又は不在その他の理由により、その職責をはたすことができないときは、大統領が任命する一人のその他の裁判官が高等裁判所長の職責を行う。

第二二四条 (補佐裁判官及び臨時代理裁判官の任命)⁽⁸⁷⁾

(1) 高等裁判所の事務の一時的な増加を理由として、又は高等裁判所での作業の遅れを理由として大統領が当該高等裁判所の裁判官の員数を一時的に増員する必要があると思慮するとき、大統領は二年をこえない期間を特定して、適当な資格を有する者を当該期間中、高等裁判所補佐裁判官に任命する。

(2) 高等裁判所長以外の高等裁判所裁判官が不在その他の理由により、その職責をはたせないとき、又は高等裁判所長とし

て一時的に勤務している場合には、大統領は常勤の裁判官がその職責をはたすと考えられるまで、適切な資格を有する者を当該裁判所の臨時代理裁判官として任命する。

(3) 何人も六二歳⁽⁸⁸⁾に達した後は、高等裁判所の補佐裁判官又は臨時代理裁判官に任命され、又はその職責を保持してはならない。

第二二四A条 (退職裁判官の高等裁判所の審理への参加)⁽⁸⁹⁾

この章の規定にかかわらず、高等裁判所長は、大統領の事前の承認を得た後、何時でも当該高等裁判所又は他の高等裁判所裁判官の職に在った者に対し、当該高等裁判所裁判官として審理に加わることを要求することができる。要求を受けた者は、当該裁判官として審理に加わる間、大統領が命令で定める手当を受け、高等裁判所裁判官のすべての管轄権、権限及び特権を有するが、その他の点では高等裁判所裁判官とはみなされない。ただし、この条の規定は、本人が承認していない場合においても高等裁判所裁判官として審理に加わることを要求するものとみなしてはならない。

第二二五条 (現存高等裁判所の管轄権)

この憲法の規定及びこの憲法により州議会に与えられる権限にもとづいて州議会が制定する法律の規定の制限内において現

に存する高等裁判所の管轄権、裁判所の規則を定め、審理を規制し、また単独で又は部を構成して審理に加わる裁判官の員数を定める権限を含む当該裁判所での裁判運営に関する裁判官の権限は、この憲法施行直前と同一とする。

ただし、歳入又はその徴収のために命ぜられ若しくは実行される行為に関する事項につき、この憲法施行直前高等裁判所に對して加えられていた第一審管轄権の行使の制限は、適用しない。⁽⁹⁰⁾

第二二六条（高等裁判所の一定の令状発出権）⁽⁹¹⁾

(1) 高等裁判所は、第三二条の規定にかかわらず、その管轄権を行使する全領域内の人又は政府をも含む機関に対し、第三編の規定によって与えられた権利を確保するため及びその他の目的のために指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状若しくは移送命令書の性質を有する令状若しくはそのいずれかを発する権限を有する。

(2) 政府、機関又は人に対して指令、命令又は令状を発するという、(1)項により与えられた権限は、当該政府若しくは機関の所在地又は人の住所が当該高等裁判所の管轄領域内でない場合でも、当該権限の行使にあたって、全部又は一部の訴因が生ずる領域内に関し管轄権を有する高等裁判所によっても行使さ

れるものとする。

(3) 差止命令、猶予命令若しくはその他の方法を問わず仮命令が当事者になされ、又は

(a) 当該当事者が当該申請の謄本及び当該命令についての抗弁を支持するすべての文書を提出することなく、かつ

(b) 審理の機会を当該当事者に与えることなしに

(1)項の規定にもとづく申請につき若しくはその手続上、当該命令の空白期間について高等裁判所に申請をなし、当該命令で有利に扱われた当事者若しくはその弁護人に当該申請の謄本を提供した場合には、高等裁判所はその申請を受け取った日から若しくは当該謄本の提供された日から遅くとも二週間以内に、又は高等裁判所がその期間の最終日に閉廷しているときには、高等裁判所が次に開廷する日のうちにその申請を処理しなければならぬ。また、その申請がその期間の終了までに又は前記次日のうちに仮命令の処理がなされない場合には、無効となる。

(4) この条により高等裁判所に与えられる権限は、第三二条⁽⁹³⁾(2)項の規定により最高裁判所に与えられた権限を冒してはならない。⁽⁹⁴⁾

第二二七条（高等裁判所による下級裁判所への監督権）

(1) 高等裁判所は、その管轄権を行使する領域においてすべ

ての下級裁判所及び審判所への監督権を有する。⁽⁹⁵⁾

(2) 前項に規定する一般原則をそこなうことなく、高等裁判所は、

(a) 下級裁判所から報告を求め

(b) 一般原則を制定・公布し、下級裁判所の弁護及び審理手続を規律する形式を定め

(c) 下級裁判所の職員が帳簿、登記簿及び勘定書を保管する方式を定めることができる。

(3) 高等裁判所は、下級裁判所の執行官、書記及び職員並びに当該裁判所において弁護事務を行う代理人、弁護士及び仲裁人に支払われる手数料を定めることができる。

ただし、(2)項又は(3)項の規定にもとづいて定められる規則、

方式又は表は、その時において効力を有する法律の規定と抵触してはならず、かつ、知事の事前の承認を必要とする。

(4) この条の規定は、軍隊に関する法律により又はこれにもとづいて設置される裁判所又は審判所を監督する権限を高等裁判所に与えるものとみなしてはならない。⁽⁹⁶⁾

第二二八条 (一定事件の高等裁判所への移送)

高等裁判所は、下級裁判所に係属中の事件がこの憲法の解釈に関する法律上の実体問題を含み、その決定が事件を処理する

ために必要であると認めるときは、事件を引き取って、⁽⁹⁷⁾

(a) 自ら事件を処理し、又は

(b) 当該法律上の問題を決定した後、その判決の謄本を添えて、事件を原審裁判所に回付することができる。原審裁判所は、当該判決にしたがって事件を処理しなければならない。⁽⁹⁸⁾

第二二九条 (高等裁判所の職員、雇員及び経費)

(1) 高等裁判所の職員及び雇員は、高等裁判所長又はその指名する他の裁判官若しくは職員が任命する。

ただし、州知事は、⁽⁹⁹⁾規則で、その規則中に定める一定の場合には、従来高等裁判所に所属していなかった者を当該裁判所関係の職員に任命するには州公務委員会と協議した後でなければならぬとすることができる。

(2) 州議会が制定する法律の規定の制限内において、高等裁判所の職員及び雇員の服務条件は、高等裁判所長又は高等裁判所長により権限を与えられた高等裁判所のその他の裁判官若しくは職員が制定する規則で定める。

ただし、この項の規定にもとづく規則は、俸給、手当、休暇又は年金に関するかぎりその州の知事の承認を必要とする。⁽⁹⁹⁾

(3) 高等裁判所の職員及び雇員に対し、又はこれらの者に關して支払われるすべての俸給、手当及び年金を含む高等裁判所

の行政費は、州統合基金の負担となり、高等裁判所の徴収する手数料その他の金銭は、当該基金の一部となる。

第三〇条（連邦領への高等裁判所の管轄権の拡大）⁽¹⁰⁾

(1) 国会は、法律で高等裁判所の管轄権を拡張し、又は連邦領から高等裁判所の管轄権を除外することができる。

(2) 高等裁判所が連邦領に関する管轄権を行使するときには、(a) この憲法上、州議会にその管轄権を拡大、制限又は廃止する権限が与えられていると解釈してはならず、

(b) 知事についての第二七条の規定は、当該地域における下級裁判所についての規則、方式又は表に関しては大統領の承認と解釈される。

第三一条（二以上の州についての共通の高等裁判所の設置）⁽¹¹⁾

(1) この章の前条までの規定にかかわらず、国会は法律で二以上の州について又は二以上の州と連邦領についての共通の高等裁判所を設置することができる。

(2) 当該高等裁判所に関しては、

- (a) 州知事についての第二七条の規定は、管轄権を行使するすべての州の知事についての規定と解釈される。
- (b) 知事についての第二七条の規定は、下級裁判所につ

インド憲法 (一)

いての規則、方式又は表に関しては当該下級裁判所が設置されている州の知事についての規定と解釈される。

(c) 州についての第二一九条及び第二一九条の規定は、高等裁判所の主たる所在地たる州についての規定と解釈される。

ただし、当該主たる所在地が連邦領にある場合には、知事、公務委員会、州議会、州統合基金についての第二一九条及び第二一九条の規定は、それぞれ大統領、連邦公務委員会、国会、インド統合基金の規定と解釈される。

第三二条（解釈）⁽¹²⁾ 「削除」

第六章 下級裁判所

第三三条（地方裁判所の裁判官の任命）

(1) 州における地方裁判所裁判官の任命、補職及び昇任は、州知事が当該州に関して管轄権を行使する高等裁判所と協議して行う。

(2) 連邦又は州に勤務していない者は、七年以上弁護士又は仲裁人であり、かつ、高等裁判所が任命の勧告をしなければ、地方裁判所裁判官に任命される資格を有しない。

第三三A条（一定の地方裁判所裁判官の任命等の効力）⁽¹³⁾

二八七 (一一六七)

裁判所の判決、決定又は、命令にかかわらず、

- (a) (i) 州内ですべてに司法官職にある者又は七年以上弁護士若しくは仲裁人である者の当該州の地方裁判所裁判官への任命、及び

- (ii) 第二三三条又は第二三四条の規定によらず、一九六六年憲法(第二〇次改正)法施行前になされた、地方裁判所裁判官への補職、昇任又は転任は、当該任命、補職、昇任又は転任が、前記規定にしたがってなされていないということのみをもって、違法又は無効とみなされることはない。

- (b) 第二三三条又は第二三五条の規定によらず、一九六六年憲法(第二〇次改正)法施行前に、州の地方裁判所裁判官として任命、補職、昇任又は転任された者により又はその者の面前で行使された管轄権、下された判決、決定又は命令、及びその他の処分又は手続は、当該任命、補職、昇任又は転任が前記規定にしたがってなされていないということのみをもって、違法又は無効とみなされることはない。

第二三四条(地方裁判所裁判官以外の者の司法官職への任用)

地方裁判所裁判官以外の者の司法官職への任命は、州公務委員会及び当該州に関して管轄権を行使する高等裁判所と協議した後、知事の制定する規則に従って、知事が行う。

第二三五条(下級裁判所の監督)

州の司法官の職にある者であって地方裁判所裁判官より下位の職を保持するものの任用、昇任及び休暇付与を含む、地方裁判所及び下級裁判所の監督権は、高等裁判所が有する。ただし、この条の規定は、これらの者がその服務条件を規制する法律にもとづいて有する訴願の権利を奪い、又は法律にもとづく服務条件を逸脱して高等裁判所がこれらの者を取り扱うことを許すものと解釈してはならない。

第二三六条(解釈)

この章において、

- (a) 『地方裁判所裁判官』とは、市民事裁判官、補佐地方判事、合同地方判事、地方判事補、小事件判事長、総治安判事、補佐総治安判事、季節裁判所判事、補佐季節裁判所判事、季節裁判所判事補を含む。

- (b) 『司法官の職』とは、地方裁判所裁判官及びそれより下位の民事司法官職につく者のみにより構成される公務を意味するものとする。

第二三七条(この章の規定の一定の治安判事に対する適用)

知事は、公示で、この章の前条までの規定及びそれにもとづいて知事の制定する規則が、州の司法官の職に適用されると同

様に、当該公示で明らかにする適用除外及び読替をして、一定の期日以後当該州の各級の治安判事に適用されることを指示することができる。

(訳注)

(1) 大統領及び副大統領の選挙に関しては、大統領・副大統領選挙法(一九五二年)がある。

(2) この原注ただし書は、憲法第四次改正により加えられた。

(3) 第七次改正により、このただし書から「ラジプラムク若しくはウバラジプラムク」との文言が削除された。

(4) 「国会の両議院の合同協議会において両議院の議員が……選挙する。」との規定が、第一次改正で現在の規定となった。

(5) 「ラジプラムク若しくはウバラジプラムク」という文言が第七次改正により削除された。

(6) 第七一条は、第一次改正法、三九次改正法及び四四次改正法により改正された。当初の規定は、現行の(1)項、(2)項及び(3)項と同一である。第一次改正により(4)項が追加された。これらが第三九次改正を経て、第四四次改正により現在の規定となった。第三九次改正では、次のように改められた。

「(1) この憲法の規定にしたがい国会は、法律により、

インド憲法(一)

大統領又は副大統領の選挙の疑義申立理由を含め、それらの選挙に関するすべての事項を規定することができる。ただし、大統領又は副大統領の選挙は、大統領又は副大統領を選挙する選挙会の委員中に何らかの理由による欠員があることを理由に疑義を提起されることはない。

(2) 大統領又は副大統領の選挙に関して生ずるすべての疑義及び争訟は、(1)項で規定する法律により又はその法律にもとづいて定められた機関が、当該法律で定められた方法で審査、決定するものとする。

(3) (1)項で規定された法律の効力及び当該法律にもとづく機関の決定は、裁判所で審査されないものとする、

(4) 大統領又は副大統領の選挙が(1)項で規定する法律にもとづいて無効とされた場合においても、大統領又は副大統領がその権限を行使し又はその任務を遂行するためになした行為であって当該無効宣告の日以前に行ったものは、これによって無効とされない。」

(7) 「ラジプラムク若しくはウバラジプラムク」という文言が第七次改正により削除された。

(8) この(1)項後段は、第四二次改正により追加された。

(9) このただし書は、第四四次改正により追加された。

(10) この条に(4)項が第四二次改正で挿入され、第四四次改正で削除された。この(4)項は、次のように規定していた。

「(4) 裁判所その他の機関は、インド政府の事務処理の

二八九(一一六九)

ため(3)項にもとづいて制定された規則を審査する権限を有しない。」

- (11) 憲法第三五次改正により「第一〇付則四節の規定に従い」という文言が挿入されたが、第三六次改正により削除された。

- (12) 「及び連邦領の」という文言は、第七次改正で挿入された。

- (13) (12)に同じ。

- (14) 「第一付則A編及びB編で規定された」州という文言が、第七次改正により削除された。

- (15) 「第一付則C編で規定された州」という文言が、第七次改正により「連邦領」と改められた。

- (16) 第八一条は、第二次改正により改められた。当初の規定は次のように定めていた。

(1) (a) (2)項並びに第八二条及び第三一条に規定する場合を除き、衆議院は、州の選挙人により直接選挙される五〇〇人をこえない員数の議員で構成する。

(b) (a)項に規定する選挙を行うため、州を地域的選挙区に分割し、配合し又は形成する。各選挙区に割り当てられる議員数は、人口七五万人毎に一人より少なくならず、また、人口五〇万人毎に一人をこえることとならないように決定する。

- (c) 各選挙区に割り当てられる議員数と適切な数字

が発表されている直近の人口調査により確定された選挙区の人口との割合は、できるかぎり、インド領域を通じて均等でなければならない。

(2) インド領を構成する領域であって州に含まれない地域の衆議院における議員定数は、国会が法律で規定するところによる。

(3) 衆議院各選挙区の議員定数は、人口調査の完了するごとに、国会の制定する法律で定める機関、方式及び効力発生の期日にしたがって再調整されなければならない。

ただし当該再調整は、その時に在任する衆議院が解散されるまでは、その議員定数に影響を及ぼさない。(ただし、(1)項(b)号の「人口七五万人毎に一人より少なくならず」の箇所は、第二次改正により削除された。)

- (17) 第三五次改正により「第三一条及び第一〇付則二〇節の規定にしたがって」と改められ、第三六次改正により「第三一条の規定にしたがって」と改正された。

- (18) 第三一次改正により「五〇〇人」が「五二五人」に改められた。

- (19) 第三一次改正により「二五人」が「二〇人」に改められた。

- (20) このただし書は、第三一次改正により加えられた。

- (21) このただし書は、第四二次改正により加えられた。

(22) 第七次改正前の第八二条は、次のように定めていた。

「第八一条(1)項の規定にかかわらず、国会は、法律で、第一付則C編に規定する州又はインド領を構成する領域であつて州に含まれない地域の衆議院における議員定数を同項に規定する基礎及び方法以外の基礎及び方法で定めることができる。」

(23) この第二ただし書及び第三ただし書は、第四二次改正により追加された。

(24) 第四二次改正で「六年」とされたが、第四四次改正で「五年」に戻された。

(25) この(a)号は当初、「インド公民であること」とのみ規定していたが、第一六次改正により現在の規定となった。

(26) 第八五条は、当初次のように規定していた。

「(1) 国会の議院は、毎年少なくとも二回招集される。また、一会期の最終日と次の会期の初日として指定する日との間隔は、六月をこえてはならない。

(2) (1)項の規定にしたがい、大統領は随時、

(a) 適当と認めるとき及び場所に、両議院又は一議院を招集し

(b) 議院を停会し

(c) 衆議院を解散することができる。」

(27) 「すべての会期の開始にさいし」という規定が、第一

次改正により現在の規定に改められた。

(28) 「……時間の割当」の後に「及び議院のその他の事項の処理に対する当該討議の優先に關しては」という文言があつたが、第一次改正により削除された。

(29) 「第一付則A編又はB編に規定する」州議會と定められていたが、第七次改正により削除された。

(30) 同改正により「Such a State」という表現が「a State」と改められた。

(31) (b) 參議院議長若しくは衆議院議長宛の自筆の文書をもって辞任を申し出たとき」という規定が、第三次改正により現在の規定に改められた。

(32) このただし書は、第三次改正により追加された。

(33) 第一〇三条は、第四二次改正により次のように改められたが、第四四次改正により元の規定に戻された。

「(1) 次の各号に關して疑義が生じたときは、当該疑義は大統領の裁決に付され、その裁決によつて決定される。

(a) 国会のいずれかの議院の議員が第一〇二条(1)項に規定する欠格事由に該當するか否か

(b) 国会が定めた法律にもとづいて選挙での不正行為につき有罪とされた者が、国会のいずれかの議院の議員若しくは州議會議院の議員として選出されたことにつき若しくは議員として欠格であるか否かにつき、又は当

該欠格の除去若しくは当該欠格期間の縮小

(2) 前項の疑義を決定するにあたって、大統領は選挙管理委員会の意見を聞き、その意見に従って措置しなければならぬ。」

(34) (3)項後段は、当初、次のように定められていた。「:

当該規定が設けられるまでは、この憲法施行の際、イギリス議会の下院、その議員及び委員会の例による。」第四次改正では、次のように改められた。「前二項に規定するもののほか、国会各議院、各議院の議員及び委員会の権限、特権及び免責については、一九七六年憲法(第四次改正)法第二一節施行の際、当該議院、その議員及び委員会の有していたものとし、国会の当該議院が随時定めるものとする。」そして、第四次改正により現在の規定となった。

(35) 「第一付則A編に規定する州に対応する旧州に含まれていた地域」が、第七次改正により、現在の規定となった。

(36) 第三八次改正により(4)項が挿入されたが、第四次改正により削除された。「(4) この憲法の規定にかかわらず、(1)項の規定する大統領の承認は、最終的・決定的なものであり、いかなる理由にもとづいても裁判所で審理されることはない。」

(37) 現在、一九七七年法律(第四八号)により、「二七人」

とされている。

(38) 第一五次改正により2項が挿入された。

(39) この項の「又は高等裁判所裁判官の職に在った者で最高裁判所裁判官として任命される資格を有する者」は、第一五次改正により挿入された。

(40) このただし書は、当初次のように定めていた。

「ただし、当該管轄権は、次に掲げるものには及ばない。
(i) この憲法施行前に締結され又は執行された条約、協定、協約、契約、譲渡証書、サナドその他これに類する文書であって、この憲法施行後においても効力を有するものから生ずる紛争のうち、第一付則B編に規定する州が一方の当事者であるもの
(ii) この条に規定する管轄権が紛争につき及ばない旨を規定する条約、協定、契約、譲渡証書、サナドその他これに類する文書の規定から生ずる紛争で州が一方の当事者であるもの」

第七次改正により現在の規定となった。

(41) 第一三一A条(連邦法の合憲性審査に関する最高裁判所の排他的管轄権)が、第四次改正により新設されたが、第四次改正により廃止された。稲正樹「一九七六年インド第四次憲法改正の検討」岩手大学文化論叢第一輯(一九八四年)参照。

(42) 「高等裁判所が……証明するときには」という規定が、

第四次改正により「高等裁判所が第一三四A条の規定にもとづいて……証明するときには」と改められた。

(43) 第四次改正により削除された(2)項は、次のように定めていた。

(2) 高等裁判所が当該証明を行うことを拒否する場合においても、最高裁判所は、事件がこの憲法の解釈に関し法律上の実体問題を含むと認めるときは、高等裁判所所した判決、審判又は終局命令に対する上告の申立につき特別許可を与えることができる。」

(44) 第四次改正以前の(3)項は、次のように定めていた。

(3) 当該証明又は特別許可がなされたとき、当該事件の当事者は、当該事件が違法に決定されたという理由及び最高裁判所が認めるその他の理由をもって最高裁判所に上告の申立をすることができる。」

(45) 「第一三四A条の規定にもとづき」という文言は、第四次改正により挿入された。

(46) 当初、(1)項は次のように規定していた。

(1) 民事訴訟につき、インド領内の高等裁判所所した判決、審判又は終局命令に対して、当該高等裁判所が次に掲げる事項を証明したときには、最高裁判所に上告の申立をすることができる。

(a) 第一審裁判所を経た後に控訴中の訴訟物の金額若しくは価値が二万ルピー若しくは国会が法律で規定

するその他の額をこえる事件

(b) 判決、審理又は終局命令が直接若しくは間接に前号に規定する金額若しくは価値と同額の資産に関する請求若しくは係争を含む事件又は

(c) 最高裁判所への上告に適する事件であり、

かつ、(c)号以外の事件については、上告の対象となる判決、審判又は終局命令が前審裁判所の決定を確認している場合において、高等裁判所が法律上の実体問題を含むことを証明するとき。」

(47) 第三〇次改正により、ほぼ現在の形に改正された。

(c)号の「第一三四A条の規定にもとづいて」という規定は、第四次改正により挿入された。

(48) この第一三四A条は、第四次改正により新設された。

(49) 第一三九A条は、第四次改正により新設された。

(50) 第四次改正以前の(1)項は、次のように規定していた。

(1) 法律上同一の問題又は実質上同一の問題を含む事件が最高裁判所と一若しくはそれ以上の高等裁判所又は二以上の高等裁判所に係属しており、当該問題が普遍的重要性を有する実体問題であると最高裁判所が認める場合には、最高裁判所は、高等裁判所に係属中の事件をひきとって自ら処理することができる。」

(51) 第一三一条ただし書改正にともない、第七次改正により現在の規定となった。

(52) 第一四四A条(法律の合憲性に関する紛争の処理についての特別規定)が、第四次改正により新設されたが、第四次改正で廃止された。第一四四A条は、次のように規定していた。

「(1) 連邦法又は州法の合憲性に関する紛争を決定するために出席しなければならない最高裁判所裁判官の数の最小限は七人とする。

(2) 連邦法又は州法は、当該法律の合憲性に関する紛争を決定するために出席した裁判官の三分の二以上の多数が当該法律を憲法上無効であると判断しないかぎり、最高裁判所により憲法上無効と宣言されない。」

(53) (cc)号は、第四次改正により新設された。「第一三二A条及び第一三九A条」の規定にもとづく、という表現が、第四次改正により「第一三九A条の規定にもとづく」と改められた。

(54) 第四次改正により「第一四四A条及び(3)項の規定」と変更されたが、第四次改正により、元に戻された。

(55) 当初、第一五〇条は次のように定めていた。「連邦及び州の会計は、会計検査院長が大統領の承認を得て定める形式により出納の記帳をしなければならない。」第四次改正により、「……の助言にもとづいて」の箇所を除いて現在の規定に改められた。第四次改正により、「……の諮問を経て」が「……の助言にもとづいて」と

改められた。

(56) 「第一付則A編に規定する州」というこの編のタイトルは、第七次改正により、現在のタイトルに改められた。

(57) 第七次改正で「第一付則A編に規定する州」が「ヤム州及びカシミール州を含まない州」に、改められた。

(58) このただし書は、第七次改正により挿入された。

(59) 第七次改正により、(A)項が挿入された。

(60) この条には、(4)項が第四次改正により追加されたが、第四次改正で削除された。この(4)項は、次のように規定していた。

「(4) 裁判所その他の機関は、州政府の事務処理の便宜のため(3)項にもとづいて定められた規則の提示を要求することはできない。」

(61) この(a)号は、州の再編成等によって何度も改正された。

(62) 第七次改正前の第一七〇条は、次のように規定していた。

「(1) 第三三三条に規定する場合を除き、各州の立法議院は、直接選挙により選ばれた議員で構成する。

(2) 立法議院に対する各選挙区の代表は、関連数字が公表されている前回の人口調査により確定された当該選挙区の人口を意味するものとし、アッサム州自治区並びにシロング屯営地及び自治市を含む選挙区を除き、人口七五〇〇〇人につき一人をこえないものとする。」

ただし、一州の立法議院の議員総数は、五〇〇人を超え又は六〇人未満であってはならない。

(3) 州の各選挙区に割り当てられる議員数と関連数字が公表されている前回の人口調査によって確定された選挙区の人口との割合は、できるかぎり州を通じて均等でないなければならない。

(4) 立法議院に対する各選挙区の議員定数は、人口調査の完了することに、国会が法律で定める機関、方式及び効力発生の期日にしたがって再調整されなければならない。

ただし、当該調整は、そのときに在任する立法議院が解散されるまで、その議員定数に影響を及ぼさない。」

(63) この原注は、第四二次改正により加えられた。

(64) 第二ただし書及び第三ただし書は、第四二次改正により追加された。

(65) 「四分の一」が第七次改正により「三分の一」に改正された。

(66) 当初「五年」と定められていたが、第四二次改正により「六年」とされた。第四四次改正により「五年」と改められた。

(67) 「インド公民であること」とのみ定められていたが、第一六次改正により現在の規定に改められた。

(68) 第一七四条は、第一次改正により改められた。当初の

インド憲法 (一)

第一七四条は、次のように規定していた。

(1) 州議会の議院又は両議院は、毎年少なくとも二回招集されるものとし、一会期の最終日と次の会期の初日として指定する日との間隔は、六月をこえてはならない。

(2) (1)項の規定にもとづき、知事は随時、

(a) 適当と認めるとき及び場所を議院又は両議院を招集し、

(b) 議院又は両議院の停会を命じ、

(c) 州立法議院を解散することができる。」

(69) 「すべての会期の開始にさいし」が、第一次改正により現在の規定に改められた。

(70) 「……の時間の割当及び議院のその他の事務についての討議の先例に関しては」と規定されていたが、第一次改正により現在の規定に改められた。

(71) (b)号は第三三次改正により改められた。改正前、(b)号は次のように規定されていた。

(b) 州立法議院議長若しくは州立法参事院議長宛の自筆の文書をもって辞任を申し出るとき」

(72) このただし書は、第三三次改正により新設された。

(73) 第一九二条は、第四二次改正、第四四次改正により改正を受け、当初の規定に戻された。

(74) (3)項は、当初次のように規定していた。

二九五 (一一七五)

(3) 前二項に規定するものの外、州議会議員、当該議院の議員及び委員会の権限、特権及び免責については、州議会が随時法律で定めるところによるものとし、当該規定が設けられるまでは、この憲法施行当時のイギリス議会の下院、その議員及び委員会の有していたものとする。」

第四次改正を経て、第四次改正により現在の規定となった。

(75) このただし書は「The State of Himachal Pradesh Act, 1970. により挿入され、The North-Eastern Areas (Reorganisation) Act, 1971 により変更された。」

(76) この条に、第三八次改正により(4)項が追加されたが、第四次改正で削除された。

(4) この憲法の規定にかかわらず、(1)項で規定する知事の認定は最終的かつ争うことのできないものであり、いかなる理由にもとづいても裁判所で審査されることはない。」

(77) 当初、この第二一四条は(3)項までであった。現在の規定が、(1)項であり、(2)、(3)項は次のように定めていたが、第七次改正により削除された。

(2) この憲法の適用について、この憲法施行直前旧州に関して管轄権を行使した高等裁判所は、対応する州の高等裁判所とみなす。

(3) この章の規定は、この条に規定するすべての高等裁判所に適用する。」

(78) この条には、次のようなただし書が規定されていた。
「ただし、その他の裁判官の員数は、当該裁判所に關し大統領が随時命令により定める員数をこえてはならぬ。」

このただし書は、第七次改正により削除された。

(79) 「補佐裁判官……その職に在る。」の部分は、「六〇歳に達するまでその職に在る。」との規定を、第七次改正により改正したものである。ただし、「六〇歳」が「六二歳」に改正されたのは、第一五次改正である。

(80) 「第一付則に規定する州において」という文言が、第七次改正により削除された。

また、(2)項には、(c)号が第四次改正により追加されたが、第四次改正で削除された。

(c) 大統領が卓越した法律家と考えた者」

(81) (a)項は、当初、次のように規定していた。

(a) 高等裁判所の弁護士であった期間には、その者が弁護士となった後、司法官の職にあった期間を算入する。」

この(a)項は、第四次改正により、次のように改められた。

(a) 高等裁判所の弁護士であった期間には、その者

が弁護士となった後、司法官、審判所審査官又は特別の法律知識を必要とする連邦若しくは州の官職に就いていた期間を算入する。」

第四四次改正により現在の規定となった。

(82) 第四四次改正により(aa)項が設けられた。

(83) (3)項は、第一五次改正により設けられた。

(84) 第二二〇条は、第七次改正により現在の規定に改められた。当初次のように定められていた。

「この憲法施行後高等裁判所裁判官の職に在った者は、インド領内における裁判所又は機関において弁護士として働くことはできない。」

(85) 「インド領内の他の高等裁判所へ……」と規定されていたが、第七次改正により「インド領内の」の箇所が削除された。

(86) 当初(2)項は、次のように規定していたが、第七次改正により現在の形になった。

(2) 高等裁判所裁判官が転任したときは、その者が他の高等裁判所裁判官として勤務する期間中、その俸給の外、国会が法律で定める補償手当を受ける権利を有する。当該規定が設けられるまでは、当該補償手当は、大統領が命令で定める。」

(87) 第七次改正により、第二二四条は改められた。当初は、次のように規定されていた。

インド憲法 (11)

「この章の規定にかかわらず、高等裁判所長は、何時でも、大統領の事前の承認を得て、当該裁判所又は他の高等裁判所の裁判官の職に在った者に対し当該裁判所裁判官として審理に加わることを要求することができる。

要求を受けた者は、当該裁判官として審理に加わる期間中大統領が命令で定める手当を受け、高等裁判所のすべての管轄権、権限及び特権を有するが、その他の点では高等裁判所裁判官とはみなされない。

ただし、この条の規定は、本人が承諾しない場合においても審理に加わることを要求するものとみなしてはならない。」

(88) 「六〇歳」が第一五次改正により「六二歳」に改められた。

(89) この第二二四 A 条は、第一五次改正により新設された。
(90) このただし書は、第四二次改正及び第四四次改正により変更された。

(91) 第二二六条は、第四二次改正により改正された。当初、次のように規定されていた。

(1) 高等裁判所は、第三二条の規定にかかわらず、その管轄権を行使する全領域内の人又は政府を含む機関に対し、第三編の規定によって与えられた権利を確保するため及びその他の目的のため指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状若しくは

二九七 (一一七七)

移送命令書の性質を有する令状を含む令状若しくはそのいづれかを発する権限を有する。

(1A) 政府、機関又は人に対して指令、命令又は令状を発するといふ、(1)項により与えられた権限は、当該政府若しくは機関の所在地又は人の住所が当該高等裁判所の管轄領域内でない場合でも、当該権限の行使にあたって全部又は一部の訴因が生ずる領域内に関し管轄権を有する高等裁判所によっても行使されるものとする。

(2) (1)項又はA)項により高等裁判所に与えられる権限は、第三二条(2)項の規定により最高裁判所に与えられた権限を冒してはならない。」(1A)項は、第一五次改正により新設された。))

(92) 「しかし、第一三一A条及び第二二六A条の規定の制限内で」という文言が、第四三次改正により削除された。

(93) 第四二次改正によって改められた(3)、(4)、(5)及び(6)項は、次のように規定していた。(尚、(7)項は、現在の(4)項となった。)

(3) 「(1)項(b)号又は(c)号に規定された侵害の救済を求める申請は、そのときに効力を有する法律により又はその法律にもとづいて他の救済措置が定められている場合には認められない。

(4) (1)項の規定にもとづく申請について又ははその手続上(差止命令、猶予命令又はその他の方法を問わず)、

(a) 当該申請及び当該仮命令についてのすべての文書の謄本が、当該申請で不利に扱われ又は扱われようとする当事者に提出され、かつ、

(b) 当該事項につき当該当事者に聴聞する機会を与えなければ、

仮命令をなすことはできない。

(5) 高等裁判所は、(4)項(a)号及び(b)号の要件を免除し、申請人に対して生ずる金銭で十分に補償することのできない損失を防ぐために措置することが必要だといふことを文書で記録すべき理由が認められる場合には、例外的措置として仮命令を発することができる。ただし、当該仮命令は、すみやかに失効せられない場合には前記要件が当該一四日の経過前に満たされ、当該高等裁判所が当該仮命令の効力を延長しなければ、当該命令がなされた日から一四日の期間が満了したときに効力を失うものとする。

(6) (4)項又は(5)項の規定にかかわらず、(差止命令、猶予命令又はその他の方法を問わず)仮命令は、当該仮命令が、政府又は政府により支配若しくは監督されている団体により、公共の重要問題についての審査、懲役若しくは禁錮で処罰される犯罪についての調査若しくは審査、公共事業の実施若しくは計画のための処分又は当該実施のための財産の収用を遅らせる効果をもつときには、

(1)項にもとづいて又はその手続上なされることはない。」

(94) 第二二六A条が第四二次改正により設けられ、第四三次改正により削除された。

「第二二六A条

第二二六条の規定にかかわらず、高等裁判所は、同条にもとづく手続上、連邦法の合憲性を審査できない。」

(95) (1)項は、第四二次改正、第四四次改正を経て、当初の規定に戻された。第四二次改正により、次のように改められていた。

「(1) 高等裁判所は、その控訴管轄権に服するすべての裁判所への監督権を有する。」

(96) (5)項が第四二次改正により新設されたが、第四四次改正により削除された。

「(5) この条における規定は、他の場合には控訴又は訂正に服さない、下級裁判所の判決を審理する権限を高等裁判所に与えるものと解釈してはならない。」

(97) 「第一三一A条の規定の制限内で」という文言は、第四三次改正により削除された。

(98) 第二二八A条が第四二次改正により設けられ、第四三次改正により削除された。

「第二二八A条

(1) 高等裁判所は、連邦法を憲法上無効であると宣言する権限を有しない。

インド憲法 (一)

(2) 第一三一A条の制限内で、高等裁判所は、州法の合憲性に関するすべての問題を決定することができる。

(3) 州法の合憲性に関する問題を決定するのに必要な出席裁判官の最低数は五人とする。

ただし、高等裁判所が五人未満の裁判官で構成されている場合には、当該高等裁判所のすべての裁判官が出席し、当該問題を決定する。

(4) 次に掲げる場合を除き、州法は高等裁判所によって、憲法上効力を有しないと宣言されることはない。

(a) 高等裁判所が五人以上の裁判官で構成されている場合には、当該法律の効力を決定するために出席した裁判官の三分の二以上が当該法律を違憲とみなすこと

(b) 高等裁判所が五人未満の裁判官で構成されている場合には、そのために出席した高等裁判所裁判官のすべてが、当該法律を違憲とみなすこと

(5) この条の規定は、この編で定められた規定にかかわらず効力を有するものとする。

〔原注〕 この条の目的のため、高等裁判所裁判官の人数を算定するにさいしては、一身上又は金銭上の偏向により無資格とされる裁判官は排除される。」

(99) 「高等裁判所の主たる所在地のある州の知事は」と規定されていたが、第七次改正により削除され、現在の形となった。

二九九 (一一七九)

(100) 第七次改正前、第二三〇条は、次のように規定していた。

「国会は、法律で、高等裁判所の主たる所在地のある州以外の第一付則に規定する州又は地域に対し、

(a) 高等裁判所の管轄権を拡張し、又はこれらの州若しくは地域から

(b) 高等裁判所の管轄権を除外することができる。」

(101) 第七次改正前、第二三一条は次のように規定していた。

「高等裁判所がその主たる所在地のある州以外の地域に対して管轄権を行使する場合には、この憲法は、次のように解釈されてはならない。

(a) 高等裁判所の主たる所在地のある州の議会は、当該高等裁判所の管轄権を拡大し、制限し、又は廃止する権限を有するものとする。

(b) 当該地域の存在する州で第一付則A編又はB編に規定する州の議会は、当該高等裁判所の管轄権を廃止する権限を有するものとする。

(c) 当該地域に対して法律を制定する権限を有する州の議会は、当該地域に関する高等裁判所の管轄権にかかわる法律であつて当該地域に当該高等裁判所の主たる所在地があるものとした場合に可決する権限を有することとなるものを、(b)号の規定の制限内において、可決する権限を有することを妨げられるものとする。」

(102) 第二三二条は、第七次改正により削除された。

「第二三二条(解釈)

高等裁判所が第一付則に規定する州の一州以上又は州及び当該州の一部を構成しない地域に対し管轄権を行使する場合において、

(a) この章で高等裁判所裁判官に対する関係において知事は、当該裁判所の主たる所在地のある州の知事をいうものとし、

(b) 下級裁判所のための規則、方式又は表の知事による承認は、下級裁判所の所在する州の知事若しくはラジラムクの承認、下級裁判所が第一付則A編及びB編に規定する州以外に所在するときは大統領の承認をいうものとし、

(c) 州統合基金とは、高等裁判所の主たる所在地の州の統合基金をいうものとする。」

(103) 第二三三A条は、第二〇次改正により設けられた。

(104) 市民事裁判官 (Judge of a city civil court) 補佐地方判事 (additional district judge) 合同地方判事 (joint district judge) 地方判事補 (assistant district judge) 小事件判事長 (chief judge of a small court) 総治安判事 (chief presidency magistrate) 補佐総治安判事 (additional chief presidency magistrate) 季節裁判所判事 (seasons judge) 補佐季節裁判所判事

(additional sessions judge) 季節裁判所判事補 (assistant sessions judge)。